株式等振替制度対応に関する説明会

平成１９年５月

株式会社 証券保管振替機構

＜目次＞

１．株式に係る制度移行について

２．新株予約権付社債に係る制度移行について

３．株式等振替制度対応に係る総合テスト及び移行方針について

４．加入者情報に係るデータ整備について

１．株式に係る制度移行について

〈 資 料 目 次 〉

		頁
移行手続のイメージ①（施行日以前）	・・・	1
移行手続のイメージ②（施行日以降）	・・・	2
振替制度への参加手続	・・・	3
参加者の一斉移行	・・・	4
振替制度移行前後の主な対応	・・・	5
区分口座対応等の手続（イメージ）	・・・	6
承諾のない保護預り株券の預託	・・・	7
特例期間の預託のための事前確認スキーム①（概要）	・・・	8
特例期間の預託のための事前確認スキーム②（イメージ）	・・・	9
担保株券の預託	・・・	10
総株主通知の仕組みを利用した実質株主通知①（概要）	・・・	11
総株主通知の仕組みを利用した実質株主通知②（イメージ）	・・・	12
総株主通知の仕組みを利用した実質株主通知③（日程イメージ）	・・・	13
投資証券・優先出資証券の移行手続	・・・	14

移行手続のイメージ①（施行日以前）

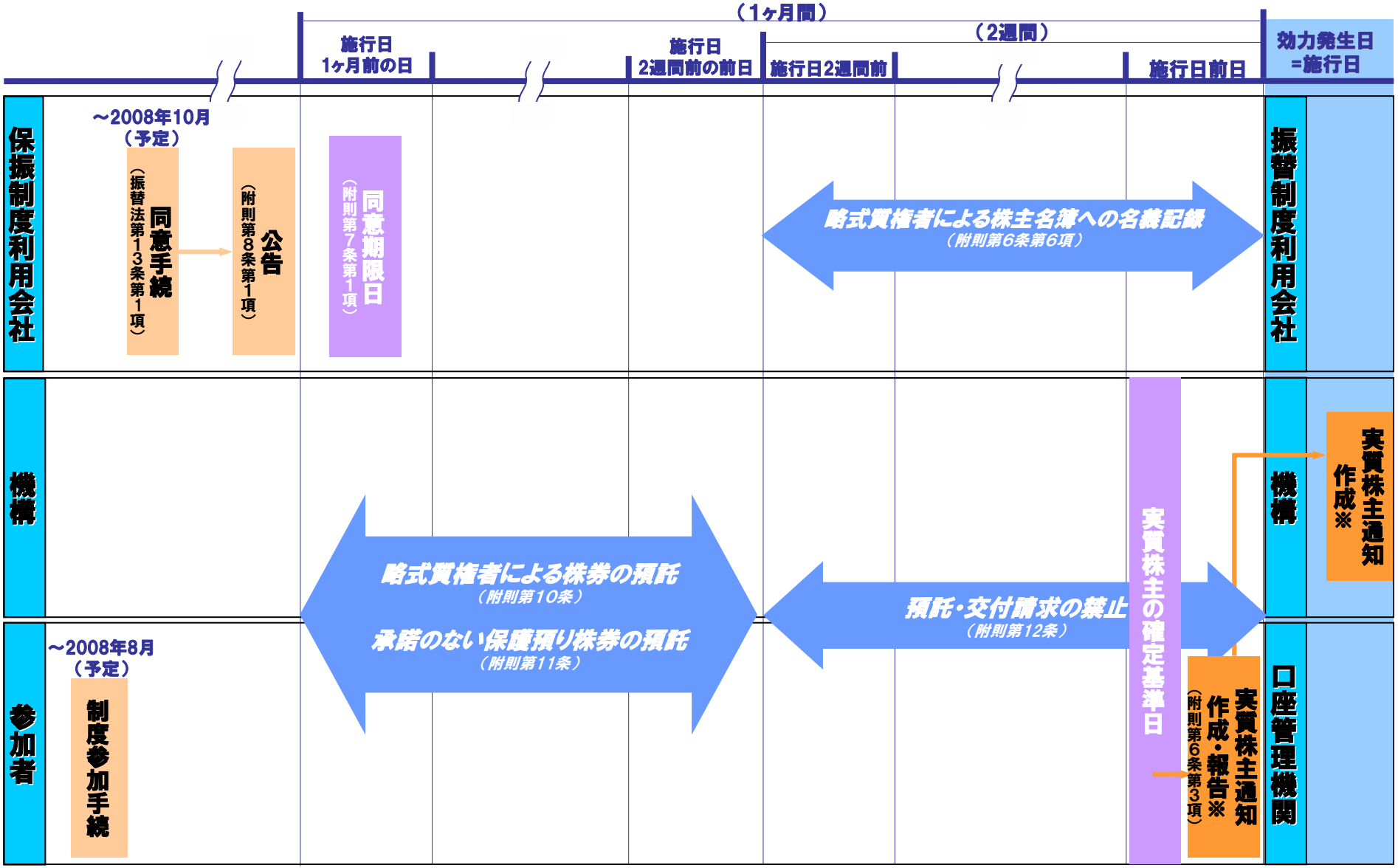

移行手続のイメージ②（施行日以降）

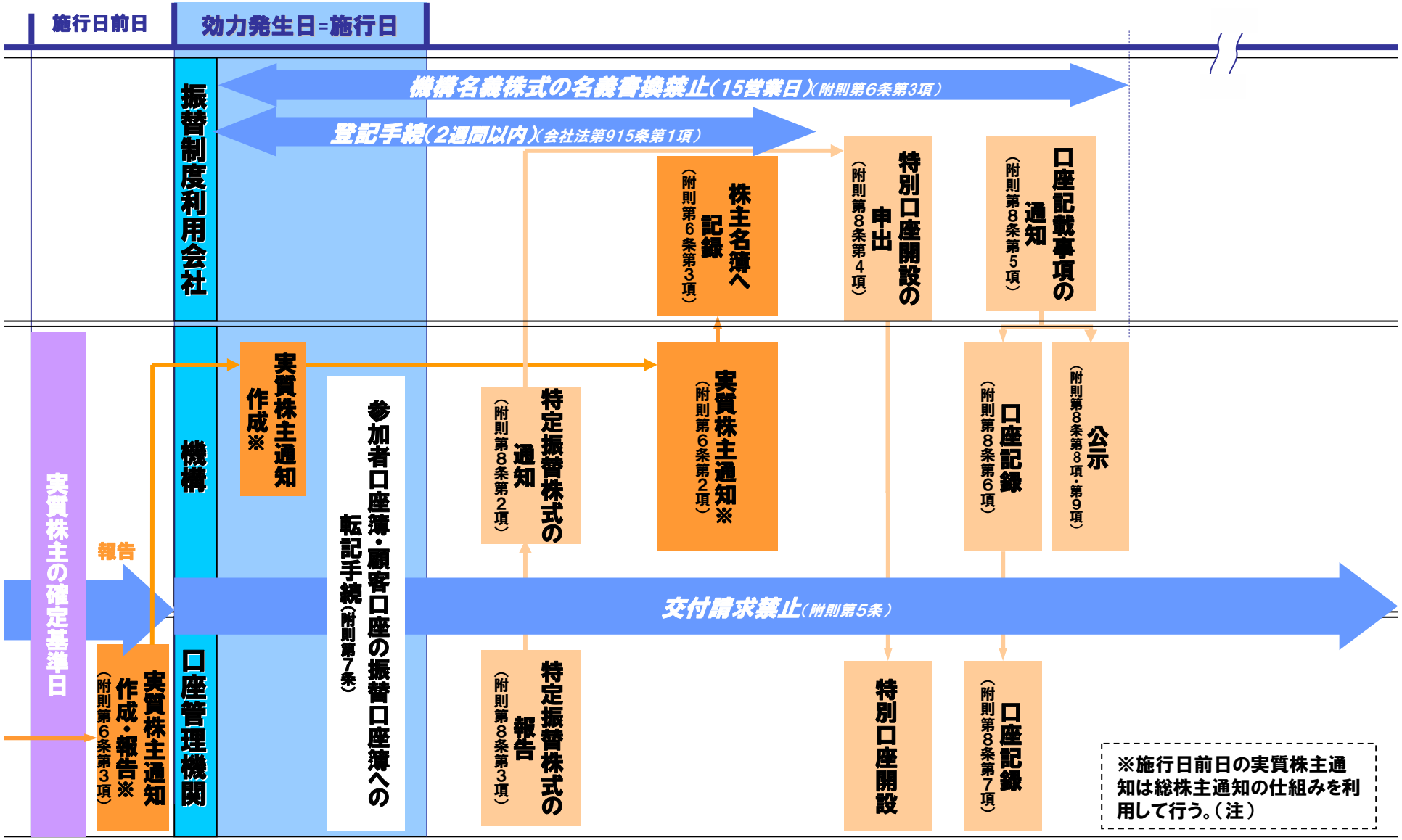

（注）施行日の2ヶ月程度前（2008年10月中を予定）より、総株主通知の仕組みを利用して実質株主通知を行う。

振替制度への参加手続

■ 参加者の制度参加手続

参加形態	手続	主な提出書類	提出時期（想定）
(1) 機構加入者	口座開設申請	① 口座開設申請書 ② 約諾書等の①の添付書類 ③ 商号、本店所在地、業務取扱責任者、区分口座の属性や利用目的等機構へ届出を要する事項を記載した書面 等	2008年8月まで
(2) 間接口座管理機関	間接口座管理機関の承認申請	① 間接口座管理機関の承認申請書 ② 約諾書等の①の添付書類 ③ 商号、本店所在地、業務取扱責任者等機構へ届出を要する事項を記載した書面 等	

（注1） 具体的な日程は業務規程等の公表時期や総合テスト等の手続を勘案して決定する。
（注2） 機構は、2008年12月初旬に、参加者に対し、承認した機構加入者名等の事項を通知する。

■ 発行会社の制度参加手続

参加形態	手続	主な提出書類	提出時期（想定）
○ 振替制度利用会社	同意手続	① 同意書 ② 取締役会で同意に係る決議をしたことを証する書面 ③ 印鑑証明書等の①の添付書類 ④ 株式の内容を記載した書面 ⑤ 商号、本店所在地、業務連絡部署等機構へ届出を要する事項を記載した書面 等	2008年10月まで

（注1） 具体的な日程は業務規程等の公表時期や総合テスト等の手続を勘案して決定する。
（注2） 機構は、2008年12月初旬に、参加者に対し、同意を行った会社名等の事項を通知する。
（注3） 発行会社は、同意手続に先立ち、発行する株式について振替法の規定を受ける旨の取締役会決議を行う必要がある。

参加者の一斉移行

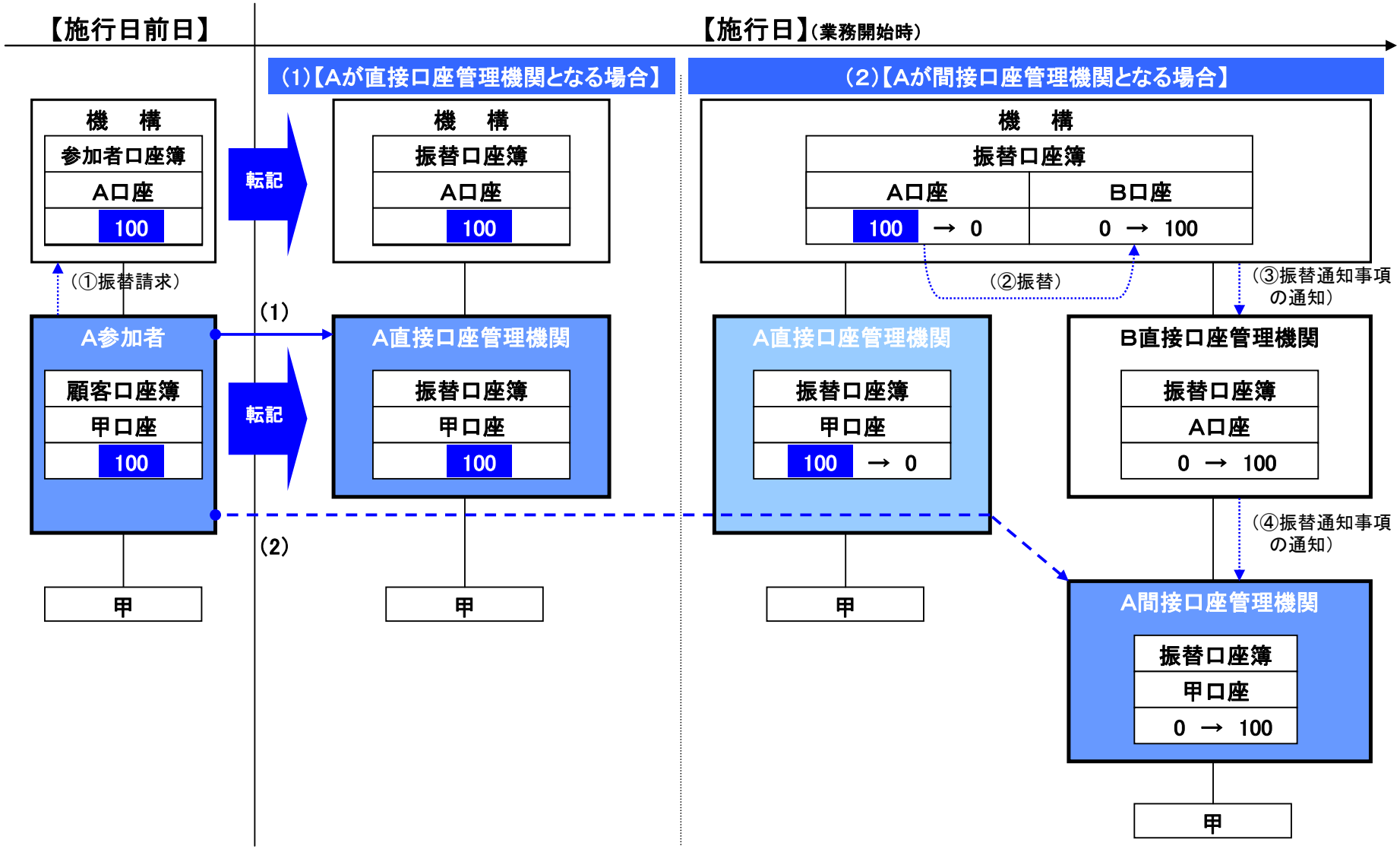
【施行日前日】
【施行日】(業務開始時)
(1)【Aが直接口座管理機関となる場合】
(2)【Aが間接口座管理機関となる場合】
機　構
参加者口座簿
A口座
100
転記
機　構
振替口座簿
A口座
100
機　構
振替口座簿
A口座
B口座
100 → 0
0 → 100
(①振替請求)
(1)
(2)
(②振替)
(③振替通知事項の通知)
A参加者
顧客口座簿
甲口座
100
転記
A直接口座管理機関
振替口座簿
甲口座
100
A直接口座管理機関
振替口座簿
甲口座
100 → 0
B直接口座管理機関
振替口座簿
A口座
0 → 100
(④振替通知事項の通知)
A間接口座管理機関
振替口座簿
甲口座
0 → 100
甲
甲
甲
甲

振替制度移行前後の主な対応

項目	内容	備考
(1) 全目的口座における区分口座対応	○ 保振制度において全目的口座を利用している参加者で、施行日から自己分と顧客分との管理を区分口座で行う機構加入者は、施行日の前営業日に、機構に対し、区分口座対応のための振替請求を行う。	※ 当該振替請求の方法については別途検討。
(2) 機構への質権口座の記録内容の通知	○ 参加者がその顧客の預託株券に係る株式の質権者である場合、当該参加者は、施行日の前営業日に、機構に対し、質権口への振替請求を行う。	※ 当該振替請求の方法については別途検討。
(3) 施行日後における「抹消・減少の証明」に係る対応	○ 施行日から6ヶ月を経過するまでの間に少数株主権等の行使があった場合、個別株主通知手続に加え、「抹消・減少の証明」に準じた仕組みにより対応を行う。	※ 継続保有要件の算定期間が施行日以前に遡る場合、権利行使をした株主の施行日前の預託株式数等を発行会社において確認するため。

区分口座対応等の手続（イメージ）

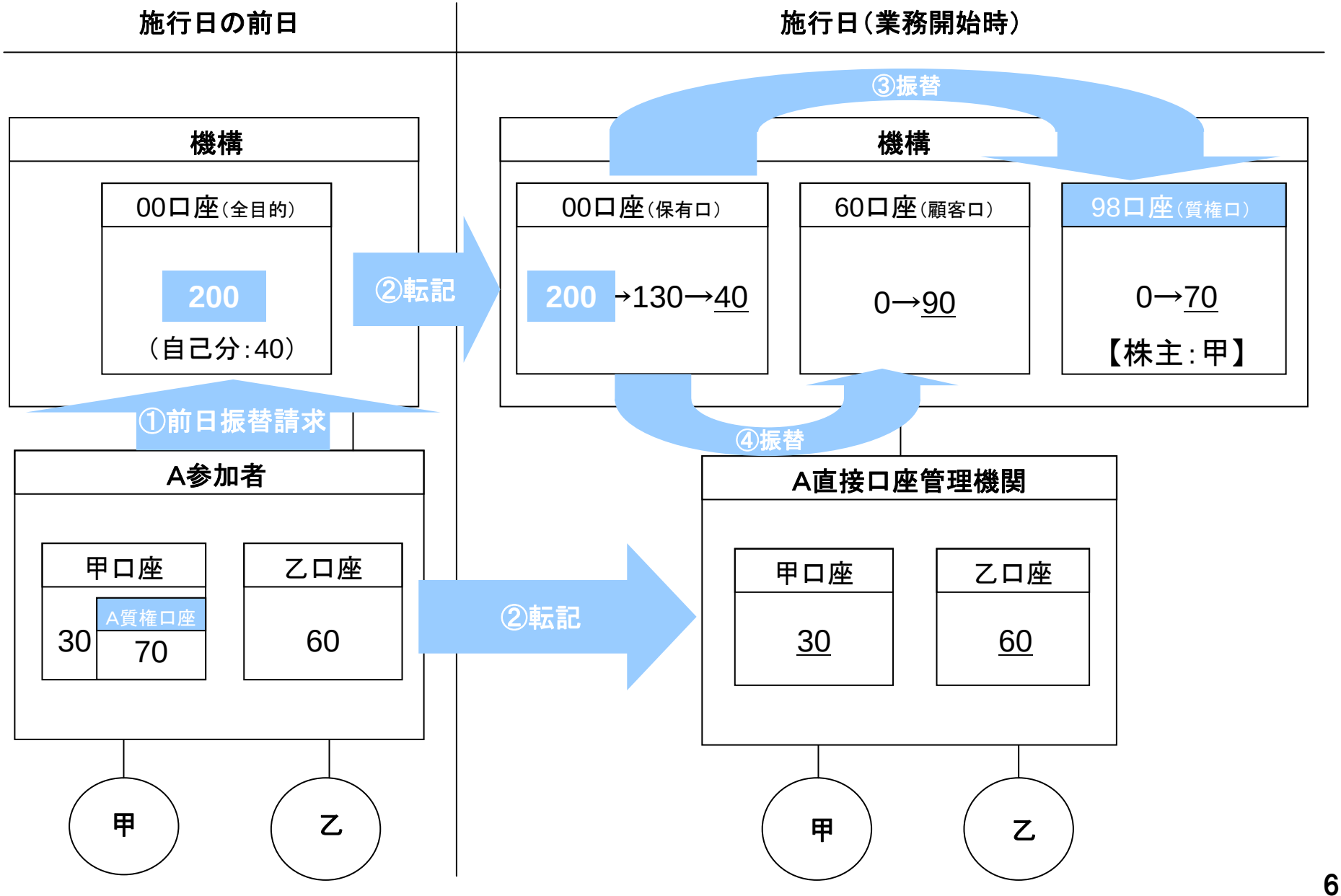

承諾のない保護預り株券の預託

項目	内容	備考
(1) 関係者における預託指針の整理	○ あらかじめ顧客の承諾を得て、「特例期間」よりも前に預託を進めていく。	※ 「特例期間」においては、「承諾のない保護預り株券」について預託の特例措置が設けられているが、「特例期間」（約2週間）における各関係機関の受入可能な処理量は約30億株程度と考えられる（注）。
(2) 預託の平準化を図るための対応	○ 関係者における株券の預託処理や名義書換処理の平準化を図る観点から、通常の預託方法とは異なる、特別な預託方法（「特例期間の預託のための事前確認スキーム」）を実施する。	

（注）「特例期間」においては、関係者における円滑な移行や実務への影響を考慮し、あらかじめ預託株式数の調整を行う等一定の制限を設ける場合も考えられる。

特例期間の預託のための事前確認スキーム①（概要）

■「特例期間の預託のための事前確認スキーム」

① あらかじめ、参加者が保護預り株券を株主名簿管理人に持ち込み、株主名簿管理人は当該株券の事故確認や名義書換の事前準備等を行い、その情報をデータベースに登録した上で、当該株券を参加者に返還する。

② 「特例期間」の最終日に、参加者は現物株券を機構に持ち込むことなく、登録されたデータに基づいて預託処理を行い、また、株主名簿管理人は当該データに基づいて機構名義への書換処理を行う。

項目	内容
(1) 利用対象者	○ 保振制度の「参加者」
(2) 利用対象有価証券	○ 機構取扱いの株券のみ
(3) 株券の持込み先	○ 銘柄を管理する株主名簿管理人ごと
(4) 預託時期	○ 「特例期間」の最終日
(5) 機構名義への書換時期	○ 施行日の前日
(6) 委託業務の内容	○ 預託後の事前確認済株券の保管等
(7) 管理体制の構築	○ 定期的な登録情報との照合手続 ○ 事前確認済株券と他の保護預り株券の分別管理 ○ 株券の返却時等における登録情報の削除手続　等
(8) 主なスケジュール（予定）	○ 利用申込の受付　：　2007年7月～8月 ○ 契約の締結　：　2007年11月 ○ 運用期間　：　2008年1月～12月 ○ 委託業務期間　：　前(4)の日から一定期間（2009年春頃までを予定）

特例期間の預託のための事前確認スキーム②（イメージ）

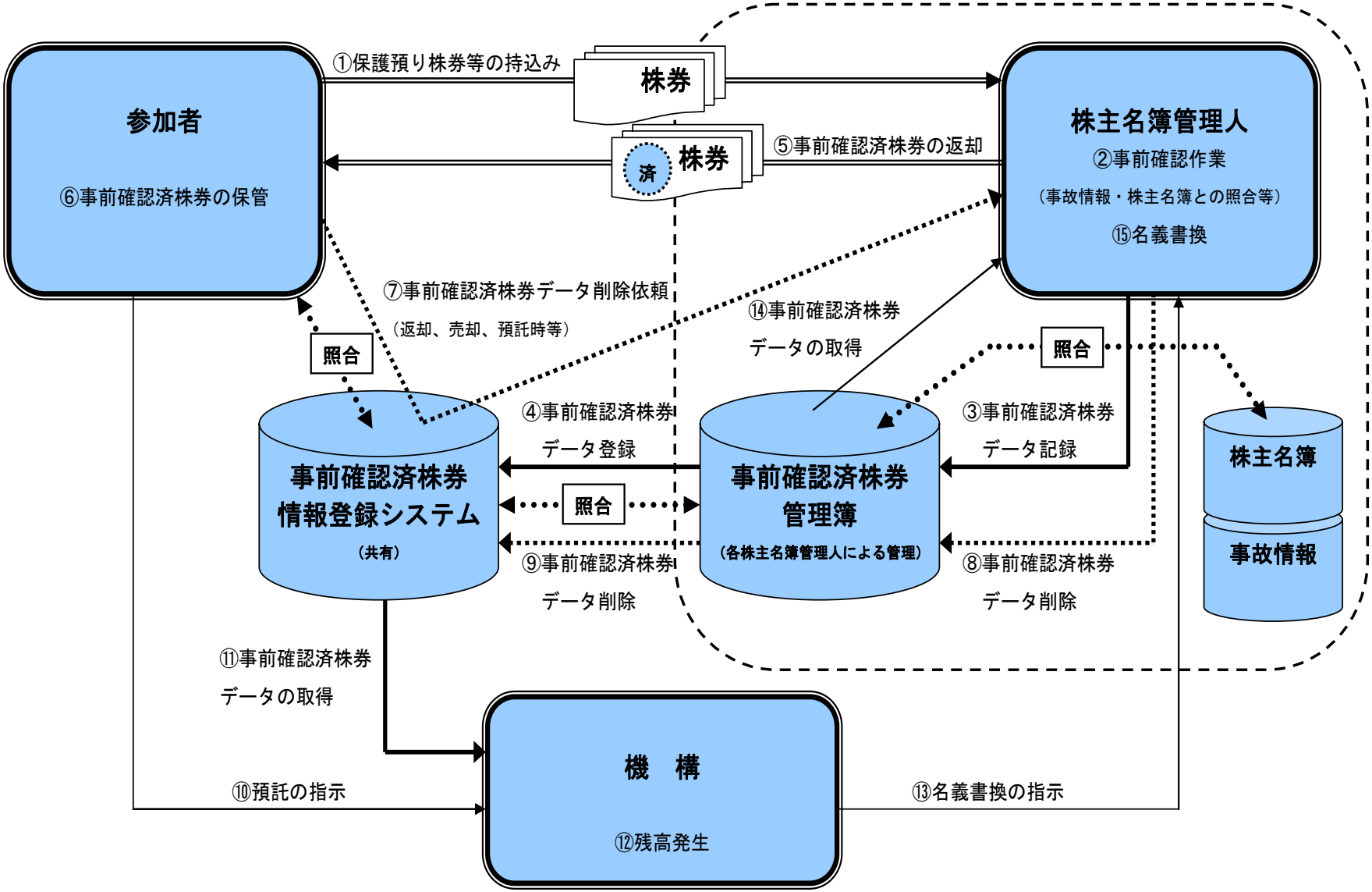

担保株券の預託

項目	内容	備考
(1) 関係者における預託指針の整理	○ 担保の種類にかかわらず、担保権設定者の協力（設定者からの承諾や口座開設手続等）を得て、「特例期間」よりも前に預託を進めていく。	※ 「特例期間」においては、質権者単独で預託できる特例措置が設けられているが、「特例期間」（約2週間）における各関係機関の受入可能な処理量は約30億株程度と考えられる（注）。
(2) 担保株券の預託の方法	○ 通常の預託方法に加えて、「特例期間の預託のための事前確認スキーム」の利用も可能とする。	
(3) 担保権設定者の口座開設	○ 担保株券の預託にあたっては、振替制度移行後の取扱いや実務面から、担保の種類（質か譲渡担保か）にかかわらず、担保権設定者（株主）の口座が必要となる。	※ 質権者単独で特例期間に預託する場合についても、質権設定者（株主）の口座は必要となることに留意する必要がある。

（注）「特例期間」においては、関係者における円滑な移行や実務への影響を考慮し、あらかじめ預託株式数の調整を行う等一定の制限を設ける場合も考えられる。

※ 間接口座管理機関として振替制度に参加を予定している銀行が担保株券の移行時にあらかじめ階層構造を形成して移行する方法として、特例参加者制度を利用した移行手続について現在検討中である。

総株主通知の仕組みを利用した実質株主通知①（概要）

項目	内容	備考
(1) 実施の目的	○ 担保権設定者の匿名性の維持に配慮した担保株券の預託を可能とし、預託の平準化を図る。	※ 銀行が参加者として担保株券を預託し、その顧客（設定者）の実質株主通知を行う場合には、当該顧客が株式を担保に差し入れていることが発行会社に推測される可能性がある。
(2) 実施の時期	○ 2008年10月中（予定）	
(3) 利用する仕組みの選択	○ 参加者は、機構への実質株主報告にあたり、「現行システム」又は「新システム」のいずれかのレイアウトを選択・利用する。	※ 「新システム」においては、利用できる機能に制約がある。 （「（参考）提供機能の範囲」参照。）
(4) 株主の氏名等の情報に係る通知方法	○ 参加者は、実質株主の氏名等の情報の通知については、機構の加入者情報システムを利用して通知する。 ○ 機構から発行会社への通知は、機構が採番した「株主等照会コード」で行う。	※ 名寄せ条件に合致しないデータについては、新たに株主等照会コードを採番し新規株主として通知する。
(5) 名寄せ等の方法	○ 機構は、一定のルールに基づき、「実質株主と一般株主の名寄せ」及び「配分計算」を行う。	※ 振替制度のルールに準じる。

■ （参考）提供機能の範囲

主な提供機能	集配信データ	
	現行システム	新システム
(1) 担保突合	○	×
(2) 株主報告	○	○
(3) 新預託株式数申告	○	×
(4) 配分明細	○	○

※ 今後の検討等により、内容等の変更がされる場合がある。

総株主通知の仕組みを利用した実質株主通知②（イメージ）

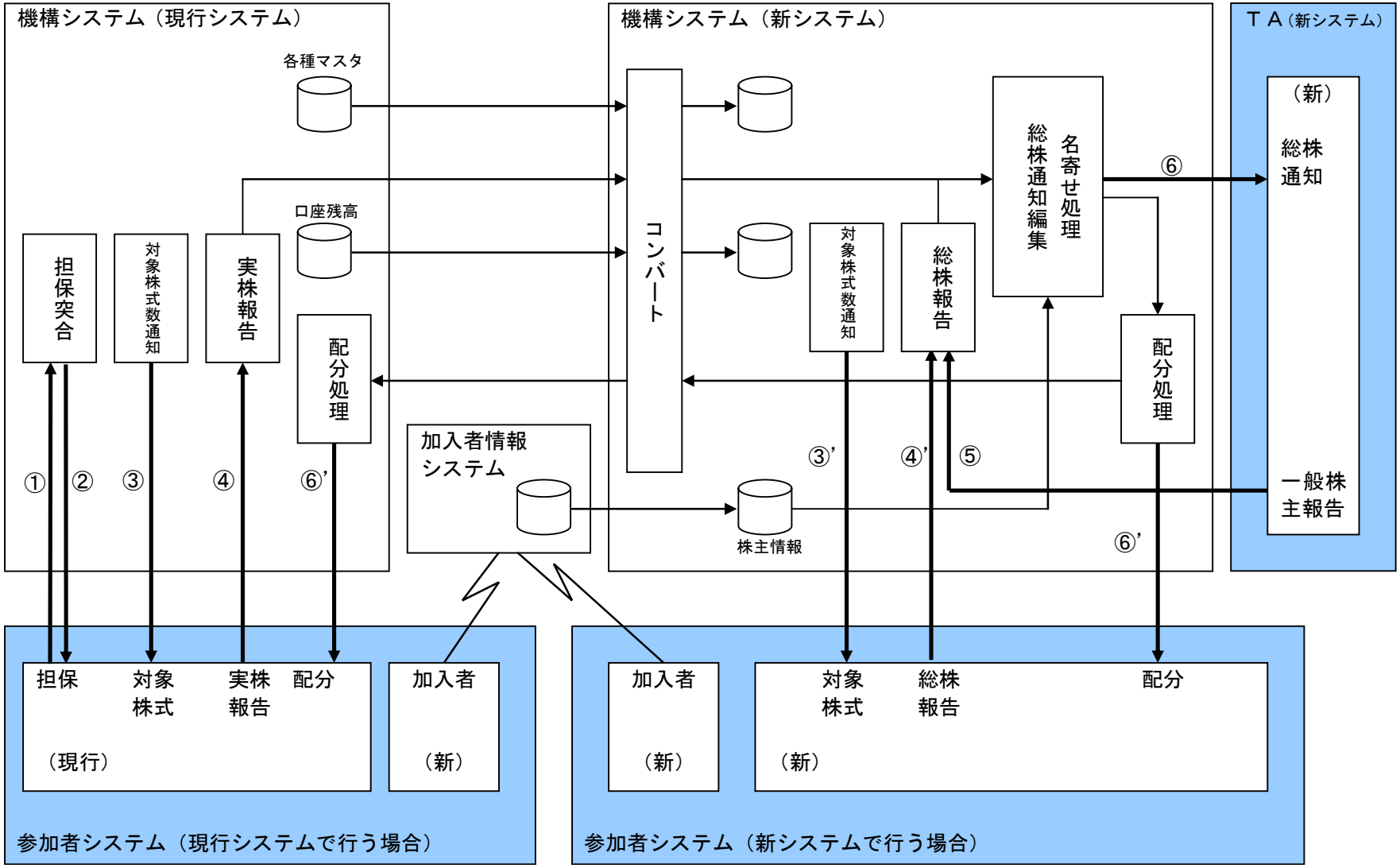

※　今後の検討等により、内容等の変更がされる場合がある。

総株主通知の仕組みを利用した実質株主通知③（日程イメージ）

※株主確定日をRとする。

	R	R＋1	R＋2	R＋3	R＋4	R＋5
参加者	担保データ編集	担保データ送信	担保内容通知受信	実質株主報告編集	実質株主報告送信	
機構		担保データ集信 担保突合	担保内容通知配信	報告株式数確定	実質株主報告集信	
TA						

	R～R＋5	R＋6	R＋7	R＋8	R＋9	R＋10	R＋11
参加者	…						
機構	…	一般株主報告集信				（予備） 通知編集	総株主通知配信
TA	…	株主名簿の確定・一般株主報告送信				（予備）	総株主通知受信

（注） TAは、一般株主に係る（加入者）情報を別途機構に対して登録しておく必要がある。

※ 今後の検討等により、内容等の変更がされる場合がある。

投資証券・優先出資証券の移行手続

○　投資証券・優先出資証券の移行においては、法律上、株式のような転記手続が設けられておらず、発行者による新規記録通知により振替口座簿の記録が行われることになるため、その間、市場取引等が制限されないよう、施行日前日までに機構に預託されていた投資証券・優先出資証券については、施行日に新規記録を行うための所要の手続（実質的には株式の転記手続に準じる）を設ける。

■　投資証券の新規記録手続（優先出資証券も同様）

項目	機構預託分	機構預託分以外
(1)　新規記録手続	○　発行者は、機構に対し、機構及び参加者の備える参加者口座簿・顧客口座簿に記録された口数を加入者ごとの投資口として振替口座簿に記録する旨の新規記録通知（書面等を想定）を行う（注1）。 ○　当該通知を受けた機構は、参加者に対し、その旨を通知する。	○　発行者は、特別口座に記録すべき投資主等を確定させ、施行日から13営業日目の日に、機構に対し、新規記録通知を行う。 ○　通知を受けた機構は、施行日から14営業日目の日に、特別口座を開設する口座管理機関に対し、新規記録通知を行う。
(2)　新規記録日	○　施行日（注2）	○　施行日から15営業日目の日

（注1）　参加者や発行者は、投資主等に対し、保護預り約款の交付等により、投資証券の移行手続等について、事前に承諾の取得や周知を図る必要がある。
（注2）　施行日に投資証券は無効となる。

■　移行時の投資証券に係る預託・交付請求の取扱い（優先出資証券も同様）

○　①電子化の対象となる商品ごとの取扱いを統一することで関係者の混乱を回避できること、②預託率が高水準であること等の理由から、施行日の2週間前の日から施行日の前日までの間、預託及び交付の請求の受付を停止する取扱いとする。

２．新株予約権付社債に係る制度移行について

〈 資 料 目 次 〉

	頁
既発債の移行（特例新株予約権付社債）	・・・ 1
制度移行の手続とスケジュールの概要	・・・ 2
発行代理人及び支払代理人の申請・指定の手続	・・・ 3
資金決済会社の申請・登録の手続	・・・ 4
移行方式	・・・ 5
集中移行方式	・・・ 6
個別移行方式	・・・ 7
移行に係る制限日の取扱い	・・・ 8
税制優遇措置	・・・ 9
振替制度への移行に伴う留意点（取扱対象）	・・・ 10
振替制度への移行に伴う留意点（新規発行）	・・・ 11
振替制度への移行に伴う留意点（元利払い）	・・・ 12
保振制度と振替制度の比較（元利払い）	・・・ 13
振替制度への移行に伴う留意点（新株予約権行使）	・・・ 14
振替制度への移行に伴う留意点（現物債の新株予約権行使）	・・・ 15
振替制度への移行に伴う留意点（加入者情報の取扱い）	・・・ 16
振替新株予約権（取扱対象）	・・・ 17
振替新株予約権（新株予約権行使）	・・・ 18

既発債の移行（特例新株予約権付社債）

■ 振替制度においては、振替制度の施行前に発行された新株予約権付社債であっても、当該新株予約権付社債が機構取扱銘柄であり、次の要件を満たす場合には、振替受入簿へ記録することにより、振替新株予約権付社債とみなし、特例として振替制度を利用することができる（振替法附則第４１条「特例新株予約権付社債」）

（１）振替制度の施行日までに発行の決議がされたもの

（２）新株予約権付社債の発行後に、会社が振替法の規定の適用を受けることとする旨を決定したもの

（３）新株予約権付社債の新株予約権の目的である株式が振替株式であるもの

（４）譲渡によるその新株予約権の取得について、会社の承認を要することの定め（会社法２３６条第１項第６号「譲渡制限」）がないもの

⇒ 譲渡制限の定めがあるかどうかについては、それを会社法２３６条の「新株予約権の内容」として定めているかどうか（発行時の目論見書における社債要項において定めているかどうか）により判断する。

（注１） 施行日までに償還される銘柄については、特例新株予約権付社債とすることはできない。

（注２） 期限の利益を喪失している新株予約権付社債については、特例新株予約権付社債とすることはできない。

制度移行の手続とスケジュールの概要

■ 制度参加者の手続（2008年8月まで）

- 直接口座管理機関・機構加入者の口座開設申請
- 間接口座管理機関の承認申請
- 発行代理人及び支払代理人の指定申請
- 資金決済会社の登録申請

（注）具体的な日程は業務規程等の公表時期や総合テスト等の手続を勘案して決定する。

■ 発行会社の手続（2008年10月末まで）

- 既発債である新株予約権付社債について振替法の規定を受けることとする旨の取締役会決議
- 新株予約権付社債を機構が取り扱うことについて同意（包括同意）する旨の取締役会決議
- 発行代理人及び支払代理人の選任
- 機構に対して、同意書、発行代理人及び支払代理人の選任届出書、特例新株予約権付社債の内容を記載した書面等の提出

⇒ 機構は、発行会社から選任があった旨を当該発行代理人及び支払代理人に対して通知する

■ 特例新株予約権付社債の銘柄情報の提供（2008年11月）

- 発行代理人は、機構に対して、特例新株予約権付社債の銘柄情報ファイルを提出
- 機構は、機構加入者に対して、銘柄情報ファイルを提供

■ 特例新株予約権付社債の内容の公示（2008年11月）

- 機構は、特例新株予約権付社債の内容を機構のホームページに掲載することにより公示

■ 集中移行（2009年1月）・個別移行（2009年1月～当該銘柄の償還まで）

発行代理人及び支払代理人の申請・指定の手続

項目	事務処理	備考
１．発行代理人及び支払代理人による機構への指定申請	○振替新株予約権付社債に係る新規記録手続について、発行会社に代わり機構との間の手続を行おうとする者は、機構に対し、発行代理人の指定の申請を行う。 ○振替新株予約権付社債の払込金の払込後から抹消までの手続について、発行会社に代わり機構との間の手続を行おうとする者は、機構に対し支払代理人の指定の申請を行う。 ＜提出書類＞ 発行代理人及び支払代理人指定申請書、制度参加に係る届出書、連絡先担当者届、登記事項証明書、代表者の印鑑証明書	○発行代理人及び支払代理人の指定申請は、一般債振替制度とは別に行う。 ○原則として発行代理人及び支払代理人は、同一の会社とする。
２．機構による発行代理人及び支払代理人の指定	○機構は、指定申請を行った金融機関等が次に掲げる事項に適合していると認める場合には、発行代理人及び支払代理人としての指定を行う。 ①機構の定める電磁的方法により振替新株予約権付社債の発行、抹消、元利払等に係る業務を行うことができること。 ②振替新株予約権付社債の発行、抹消、元利払等に係る業務を確実に遂行できる事務処理能力を有していること。 ○機構は、機構のホームページに指定を行った発行代理人及び支払代理人の名称及び代理人コード等を掲載する。	
３．発行会社による発行代理人及び支払代理人の選任	○発行会社は、新株予約権付社債に係る同意書を機構に提出する際に、機構が指定した者の中から発行代理人及び支払代理人を選任し、機構に届け出る。 ○機構は、発行会社により選任された発行代理人及び支払代理人に対し、選任された旨を通知する。 ○発行会社は、振替新株予約権付社債を発行する場合には、機構に届出を行った発行代理人及び支払代理人の中から、当該発行について利用する発行代理人及び支払代理人を選任し、機構に通知する（発行代理人による銘柄情報通知により行う）。	○発行代理人及び支払代理人は１０社まで選任可能とする。 ○銘柄ごとに設置する発行代理人及び支払代理人は１社とする。

資金決済会社の申請・登録の手続

項目	事務処理	備考
１．資金決済会社による機構への登録申請	○振替新株予約権付社債の発行に係る払込み又は元利金受領について、発行会社又は機構加入者に代わり資金決済の手続を行おうとする者は、機構に対し、資金決済会社の登録の申請を行う。 ＜提出書類＞ 資金決済会社登録申請書、制度参加に係る届出書、連絡先担当者届、登記事項証明書、代表者の印鑑証明書	○資金決済会社の登録申請は、一般債振替制度とは別に行う。
２．機構による資金決済会社の登録	○機構は、登録申請を行った金融機関等が日本銀行の当座勘定取引先であり、かつ日本銀行金融ネットワークシステムのオンライン取引先である場合には、資金決済会社としての登録を行う。 ○機構は、機構のホームページに登録を行った資金決済会社の名称、資金決済会社コード等を掲載する。	
３．機構加入者による資金決済会社の選任	○機構加入者は、制度参加手続を行う際に、既に機構に登録を行っている資金決済会社の中から、元利金受領のために利用する資金決済会社を１社選任し、機構に通知する。 ○機構加入者は、発行時ＤＶＰ方式により払込金の払込みを行う場合には、既に機構に登録を行っている資金決済会社の中から、払込金の払込みのために利用する資金決済会社を１社選任し、機構に通知する（決済照合システムに入力する）。	○機構加入者自身が資金決済会社となる場合には、自社を資金決済会社として通知する。 ○元利金受領と払込金の払込みの際に利用する資金決済会社は、異なる会社を選任することが可能。
４．発行会社による資金決済会社の選任	○発行会社は、振替新株予約権付社債を発行する場合には、既に機構に登録されている資金決済会社の中から、振替新株予約権付社債の発行に係る払込み又は元利金受領の際に利用する資金決済会社を選任し、機構に通知する。	○発行代理人自身が資金決済会社となる場合には、当該発行代理人を資金決済会社として通知する。 ○元利金受領と払込金の払込みの際に利用する資金決済会社は、同一の会社とする。

移行方式

■ 特例新株予約権付社債の移行方式としては、以下の２方式を用意。

	集中移行方式	個別移行方式
対象	施行日の前日までに機構に預託されている新株予約権付社債券（以下「社債券」という）	施行日の前日までに機構に預託されていない社債券
移行期間	施行日に一斉に移行する	施行日から償還（償還日の一定期間前の日）までの間、移行が可能
移行申請	施行日において一斉に社債権者から移行申請が行われたものとして取り扱う	社債権者は口座管理機関を通じて機構へ移行申請を行う
振替口座簿	施行日に振替口座簿に記録する	移行申請日に振替口座簿に記録する
留意点	特になし ※施行日までに機構に預託し集中移行することにより、電子化後に、取引所市場での売却、元利金の受領、新株予約権の行使等を安全かつスムーズに行うことが可能となる	移行申請の制限期間を設ける予定（元利払期日の前の一定期間は移行申請の受付を停止） 一日当たりの移行受付数量に制約を設ける場合がある

集中移行方式

項目	事務処理
1. 集中移行方式の対象	● 施行日の前日までに機構に預託されている社債券については、集中移行方式により移行を行う。 ※ 施行日の2週間前の日から施行日の前日までの間は預託できない。
2. 社債権者による移行申請	● 施行日の前日までに機構に預託されている社債券については、社債権者が施行日において移行申請を行ったものとして取り扱う。（保護預り約款により対応する。）
3. 口座管理機関による移行申請	● 口座管理機関（施行日の前日に残高を有する参加者）は、機構が移行に係る業務を委託する会社（以下「事務代行会社」という）に対して、振替受入簿データを提出する。（施行日後1週間以内に提出。） （振替受入簿データの記載項目） ・移行申請取扱口座管理機関コード ・銘柄コード ・特例新株予約権付社債の金額 ・記録先の機構加入者コード ・新株予約権付社債権者の氏名又は名称及び住所 ・振替受入簿受入日（施行日） ※ データはFD又はCD-ROMにより提出する。
4. 振替受入簿への記録	● 事務代行会社は、口座管理機関から受領した振替受入簿データに基づき、振替受入簿を作成する。
5. 振替口座簿への記録	● 機構及び口座管理機関は、施行日前日の参加者口座簿及び顧客口座簿に記録されている事項に基づき、施行日の業務開始時（9:00）に、移行先の口座へ増加の記録を行う。（株式の転記と同様の方法により処理する。）
6. 移行済社債券の送付	● 事務代行会社は、支払代理人に対して、移行済社債券を送付する。

（注）上記の事務処理は、機構が移行に係る業務を事務代行会社に委託する場合の事務処理。

個別移行方式

項目	事務処理
1. 個別移行方式の対象	● 施行日の前日までに機構に預託されていない社債券については、個別移行方式により移行を行う。 ※ 施行日の2週間前の日から施行日の前日までの間は預託できない。
2. 社債権者による移行申請	● 社債権者は、自らが加入者として口座を開設する口座管理機関に対して、移行申請の手続を委任する。
3. 口座管理機関による移行申請	● 口座管理機関は、移行申請を行う場合には、事前に、移行申請日、持込枚数等について、事務代行会社と調整する。 ● 口座管理機関は、事前に調整した移行申請日の前営業日の15:00 までに、事務代行会社に対して、社債券、移行申請書、振替受入簿データ、振替口座簿データを提出する。 （振替受入簿データの記載項目） ・移行申請取扱口座管理機関コード ・銘柄コード ・特例新株予約権付社債の金額 ・記録先の機構加入者コード ・新株予約権付社債権者の氏名又は名称及び住所 ・振替受入簿受入日（申請日） ・社債券の記号番号 （振替口座簿データの記載項目） ・移行申請取扱口座管理機関コード ・銘柄コード ・特例新株予約権付社債の金額 ・記録先の機構加入者コード ※データはFD又はCD-ROMにより提出する。 ● 間接口座管理機関が直接移行申請を行う場合には、事前に、振替受入簿受入日（申請日）、特例新株予約権付社債等の情報を、上位機関に通知しておくものとする。
4. 振替受入簿への記録	● 事務代行会社は、口座管理機関から受領した振替受入簿データに基づき、振替受入簿を作成する。
5. 振替口座簿への記録	● 事務代行会社は、移行申請の内容を確認のうえ、移行申請日の正午までに、機構に対して、振替口座簿データを提出する。 ● 機構及び口座管理機関は、振替口座簿データの内容に基づき、移行申請日の業務終了時（15:30）に、移行先の口座へ増加の記録を行う。
6. 移行済社債券の送付	● 事務代行会社は、支払代理人に対して、移行済社債券を送付する。

（注）上記の事務処理は、機構が移行に係る業務を事務代行会社に委託する場合の事務処理。

移行に係る制限日の取扱い

施行日前における制限

○ 預託･交付の受付停止 ･･･ 施行日の2週間前の日から施行日の前日までの間

○ 新株予約権行使請求の取次停止 ･･･ 施行日の5営業日前の日から施行日の前日までの間

施行日後における制限

○ 特例新株予約権付社債の個別移行申請の受付停止 ･･･ 元利払期日の前の一定期間（1週間程度を予定）

⇒ 元利払期日の前営業日は、元利払処理を行うため、個別移行申請の受付を停止する。加えて、偽造等の事故社債券の受け入れにより元利金の過払いを防止する目的から、社債管理者における社債原簿の書換等の実務を勘案し、元利払期日の前の一定期間は、受付を停止する。

税制優遇措置

- 新株予約権付社債の税制優遇措置は、電子化施行日以降、振替債のみに適用される。（注1）

- 登録債となっている新株予約権付社債については、社債等登録法が廃止される日（平成20年1月5日までの政令で定める日）以降、登録債としての税制優遇措置（注1）が受けられなくなる。

- 現物債となっている新株予約権付社債については、電子化施行日以降、現物債としての税制優遇措置（注2）が受けられなくなる。

- 登録債となっている新株予約権付社債について、登録債としての税制優遇措置（注1）の適用を引き続き受けるためには、社債等登録法が廃止される日までに現物債に移行し、その後、電子化施行日までに機構に預託し、電子化施行日に集中移行方式により振替債に移行する必要がある。（現物債となっている間は、現物債に認められている税制優遇措置（注2）のみ受けられる。）

- 現物債となっている新株予約権付社債について、現物債としての税制優遇措置（注2）の適用を引き続き受けるためには、電子化施行日までに機構に預託し、電子化施行日に集中移行方式により振替債に移行する必要がある。（注3）

（注1）障害者等の少額預金の利子所得等の非課税（所得税法10条1項2号及び3号）、公共法人等及び公益信託等に係る非課税（所得税法11条4項）、勤労者財産形成住宅貯蓄の利子所得等の非課税（租税特別措置法4条の2の1項3号）、勤労者財産形成年金貯蓄の利子所得等の非課税（租税特別措置法4条の3の8項）、金融機関等の受ける利子所得に対する源泉徴収の不適用（租税特別措置法8条1項1号、3号及び2項）

（注2）障害者等の少額預金の利子所得等の非課税（所得税法10条1項2号及び3号）、公共法人等及び公益信託等に係る非課税（所得税法11条4項）

（注3）電子化施行後に振替債に移行した場合には、その時点から振替債としての税制優遇措置の適用を受けることが可能

振替制度への移行に伴う留意点（取扱対象）

○ 振替制度における機構の取扱対象は現行の保振制度と同様。

○ 機構の取扱対象とならない新株予約権付社債は、振替制度を利用することはできない。

機構の取扱対象

- 証券取引所に上場される新株予約権付社債
- 総額買取型新株予約権付社債
  - 非上場新株予約権付社債のうち、その新株予約権の目的である株式が振替株式であって、機構が定める要件に合致するもの（口座管理機関が総額を買取った後、新株予約権行使により取得した株式を不特定多数の投資家に売却することを目的とするもの）

機構の取扱対象とならない新株予約権付社債

- 海外で発行される新株予約権付社債
  - ユーロ円建新株予約権付社債等
- その他の新株予約権付社債
  - 投資ファンド、事業会社など特定の第三者に割り当てられる新株予約権付社債等

振替制度への移行に伴う留意点（新規発行）

発行決議

● 会社は新株予約権付社債の発行ごとに、現物債を発行するか、振替債を発行するかを決定することができる。

↓

発行会社の同意

● 会社は振替債の発行を決定した場合には、当該新株予約権付社債を機構が取り扱うことについて、同意（将来の発行も含めた包括的な同意）を行う。

● 施行日前の既発債の移行手続の過程において既に同意している場合には、改めて同意することは不要。

↓

銘柄情報通知

● 発行代理人は、会社が利率、新株予約権行使価格等の発行条件を決定した日（条件決定日）の翌営業日に、機構に対して、銘柄情報ファイル（CSV形式又はファイル伝送形式）を送信する。

● 機構は、当該銘柄情報ファイルを口座管理機関に提供する。

↓

新規記録通知

● 引受証券会社は、機構の決済照合システムに新規記録情報を登録する。

● 発行代理人は、当該情報を確認した後、機構に対して、新規記録情報承認通知を送信する。

↓

振替口座簿の記録
【発行時DVP】

● 払込期日に、日本銀行の当座預金口座において、引受証券会社（資金決済会社）から発行代理人（資金決済会社）へ払込金の入金が行われる。

● 機構は、日本銀行から入金済通知を受領した後、直ちに、引受証券会社の口座に新規記録を行う。

（注）「新規記録通知」及び「振替口座簿の記録」に係る手続は、発行時DVP方式を利用する場合の手続。

振替制度への移行に伴う留意点（元利払い）

○　振替制度においては、振替制度の階層構造を利用し、口座簿に記録された残高に基づき、支払代理人→口座管理機関→社債権者と、順次元利金の支払いが行われる。

※　このような取扱いの前提として、加入者は口座管理機関に対し元利金の受領と請求を、また、機構加入者は機構に対し元利金の請求を、それぞれ委任する。（口座約款により対応する。）

※　銘柄ごとに指定される「元利金支払場所」ではなく、全ての口座管理機関が元利払いにかかわることとなる。

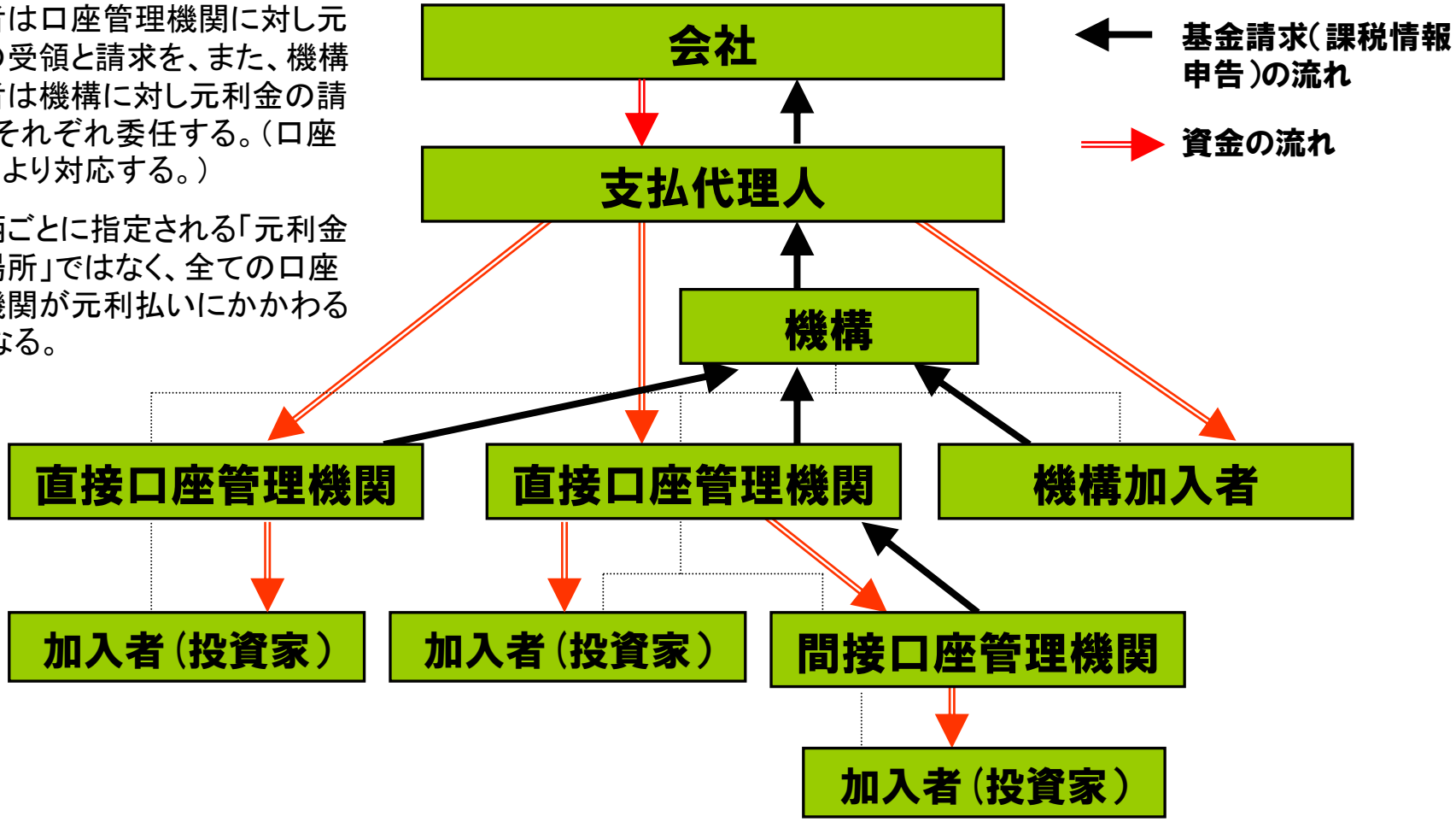

保振制度と振替制度の比較（元利払い）

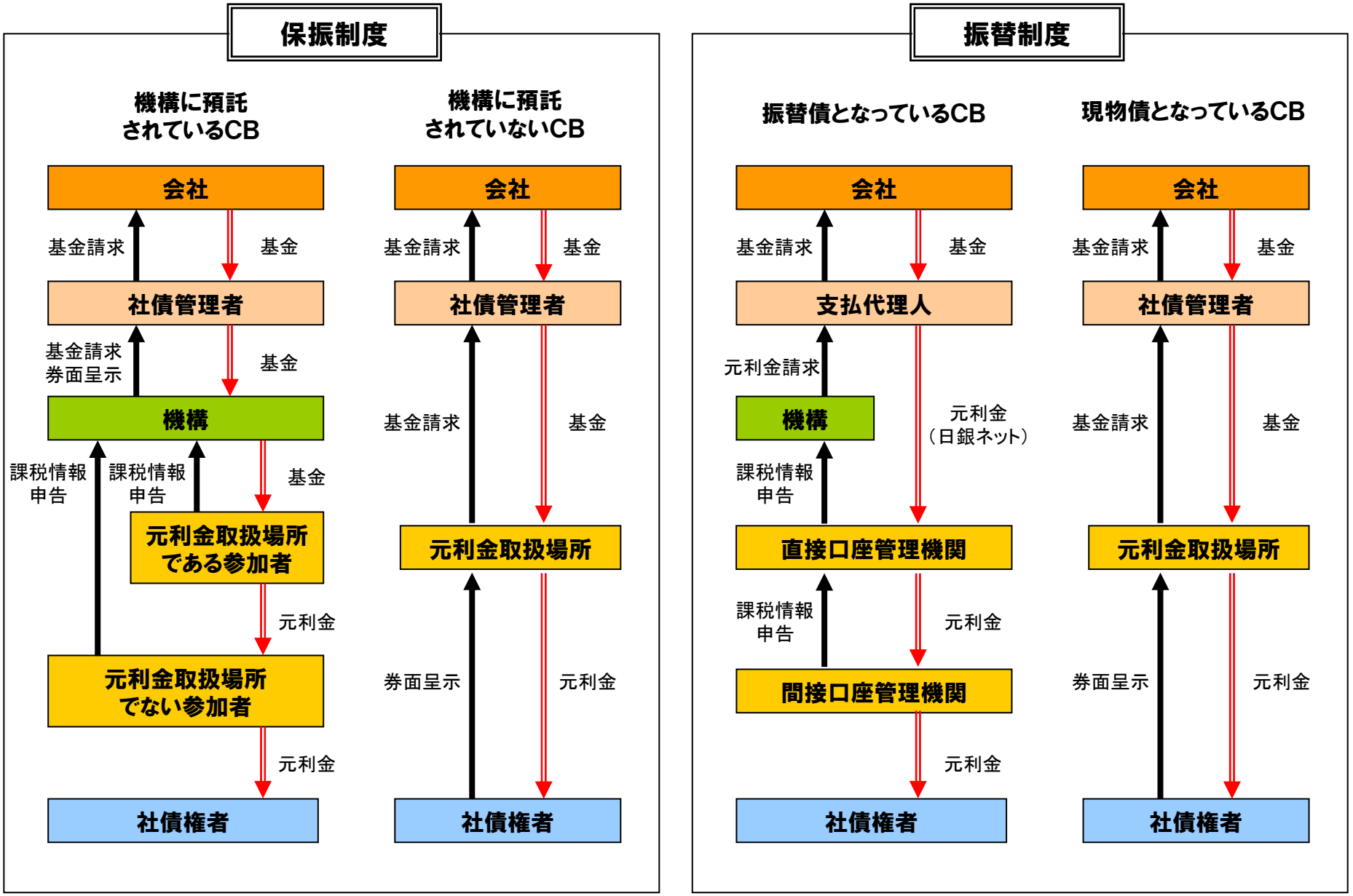

振替制度への移行に伴う留意点（新株予約権行使）

（保振制度）参加者は行使請求書を機構に提出。機構は券面と行使請求書を行使請求受付場所に提出。行使により交付される株式はX＋5で参加者口座簿へ記録される。

⇩

（振替制度）機構加入者はファイル伝送又は口座振替端末により行使請求通知データを機構に送信。機構はファイル伝送により行使請求通知データを行使請求受付場所に送信。行使により交付される振替株式はX＋2で振替口座簿へ記録される。

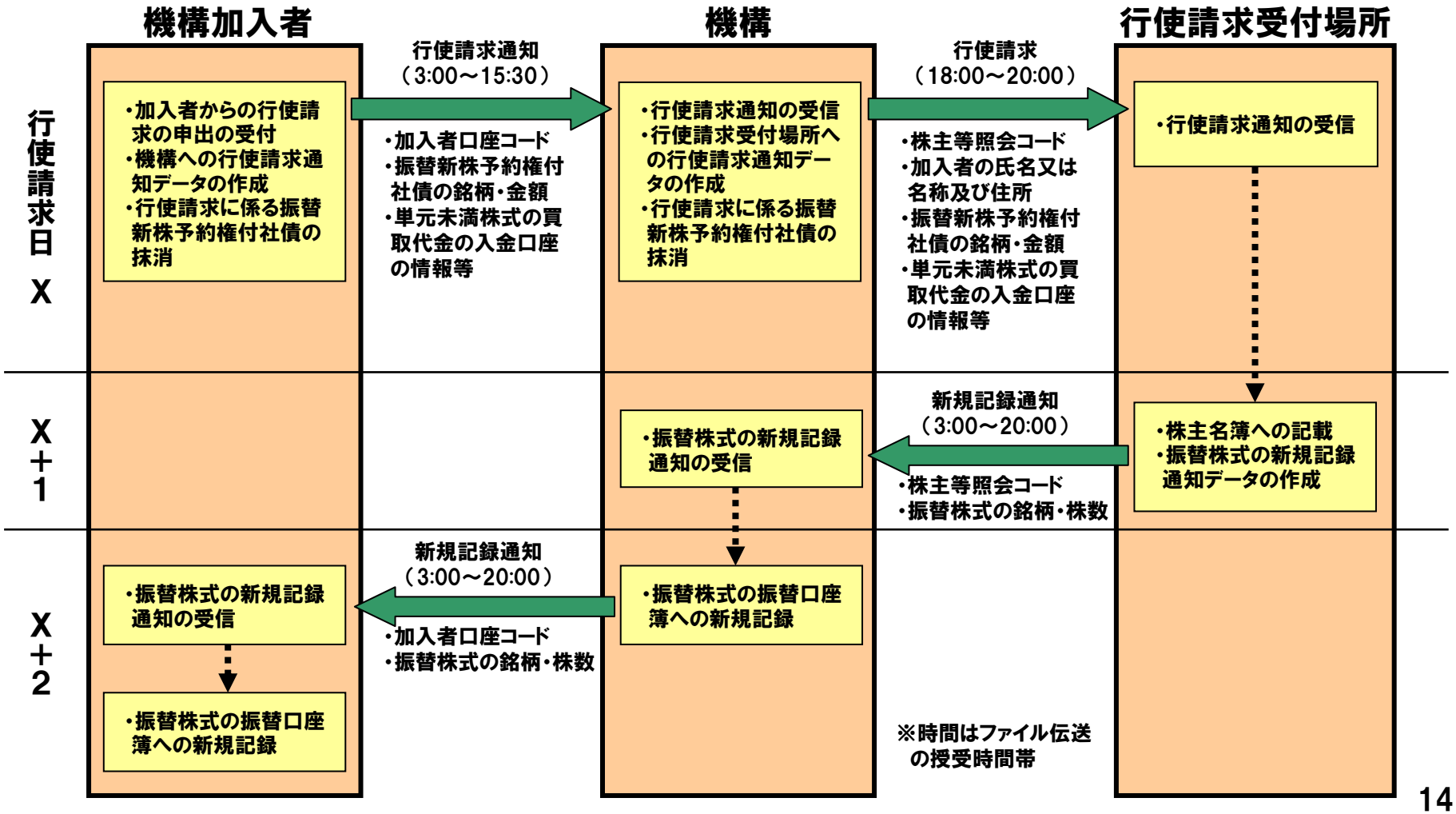

振替制度への移行に伴う留意点（現物債の新株予約権行使）

○ 機構が取扱対象としない新株予約権付社債で新株予約権行使に対し振替株式が交付されるもの（上場会社が発行するユーロ円建新株予約権付社債等）、又は、機構の取扱新株予約権付社債で振替債に移行されていないもの（現物債のまま振替制度外に存在しているもの）については、振替制度移行後は振替株式を交付するための実務対応（振替口座の開設、機構を通じた口座通知及び新規記録の手続）が必要となる。

社債権者は、行使請求取次場所又は行使請求受付場所に対して、新株予約権行使請求を行う。

↓

社債権者は、新株予約権行使により振替株式の記録を受けるべき口座の会社への通知を、口座管理機関に依頼する。（口座管理機関に口座を開設しておくことが必要となる。）

↓

口座管理機関は、口座通知データを機構に送信する。【T日 3:00～20:00】
機構は、当該口座通知データを行使請求受付場所に送信する。【T＋1日 3:00～14:00】

↓

※時間はファイル伝送の授受時間帯

行使請求受付場所は、新規記録データを機構に送信する。【T＋2日 3:00～14:00】
機構は、当該新規記録データを口座管理機関に送信する。【T＋3日 3:00～14:00】

↓

※時間はファイル伝送の授受時間帯

機構及び口座管理機関は、振替口座簿に、振替株式を記録する。

振替制度への移行に伴う留意点（加入者情報の取扱い）

加入者情報の通知

- 振替制度においては、口座管理機関は、新株予約権付社債についても、株式の場合と同様に、口座を開設した都度（原則として、初めて口座に振替新株予約権付社債の数量を記録した日から5営業日以内に）、加入者情報データ（加入者口座コード、加入者の氏名及び住所等の情報）を機構に通知することが必要となる。

  ※ 加入者情報の通知は商品の区別（株式と新株予約権付社債の区別）なく行うものであり、当該加入者を振替株式の加入者として既に通知している場合、又は、施行日前のデータ整備の過程において既に通知している場合には、改めて通知することは不要。

- 機構は、当該加入者情報を名寄せしたうえで、株主等通知用データとして管理を行う。

総新株予約権付社債権者通知

- 振替制度では、新株予約権付社債についても、株式の総株主通知と同様に、加入者の情報を会社に通知する仕組み（総新株予約権付社債権者通知）が用意されている。（振替法218条）

（法定の通知）

- 取得条項付新株予約権付社債を全部取得により全部抹消する場合（振替法217条第3項）
- 合併等の際、消滅会社等の新株予約権付社債が存続会社等へ承継される場合に、消滅会社等の新株予約権付社債を全部抹消するとき（振替法223条3項）

（任意の通知）

- 発行会社は、正当な理由があるときは、機構に対して、総新株予約権付社債権者通知を請求することができる。

（注）上記の取扱いは、振替新株予約権についても同様。

振替新株予約権（取扱対象）

○ 新株予約権は、振替制度において、新たに機構で取り扱う有価証券である。（振替制度の施行前に発行されたものは対象としない。）

○ 振替新株予約権の新株予約権行使請求は、機構を通じて電磁的に行う。払込金の会社への払込みは、直接口座管理機関が取次ぐ。

○ 機構の取扱対象とならない新株予約権で上場会社が発行する新株予約権については、新株予約権行使の際に、口座通知と新規記録の手続により、振替株式の交付を行う。（資料「制度移行に伴う留意点（現物債の新株予約権行使）」を参照。）

機構の取扱対象

- 無償割当新株予約権
  - 株主に対して無償で割り当てられる新株予約権であって、証券取引所に上場されるもの（有償増資の際に発行され、証券取引所に上場される、従来の新株引受権証書に相当するもの）
- 総額買取型新株予約権
  - 非上場新株予約権のうち、その新株予約権の目的である株式が振替株式であって、機構が定める要件に合致するもの（口座管理機関が総額を買取った後、新株予約権行使により取得した株式を不特定多数の投資家に売却することを目的とするもの）

機構の取扱対象とならない新株予約権

- 役員、従業員、株主等に割り当てられるストックオプション
- その他の新株予約権
  - 投資ファンド、事業会社など特定の第三者に割り当てられる新株予約権等

振替新株予約権（新株予約権行使）

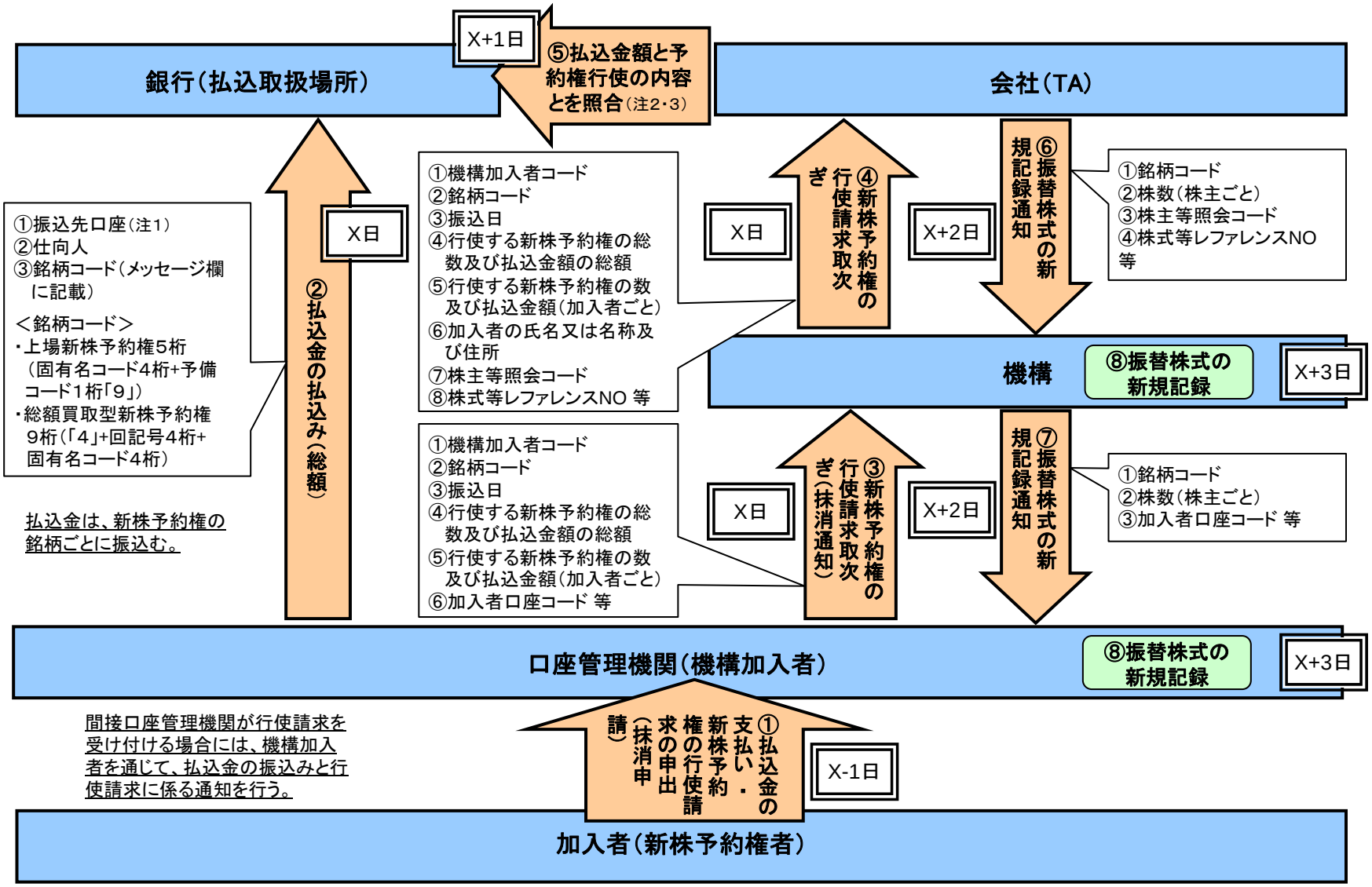

（注1）払込金の振込先口座は、機構報を通じて口座管理機関に通知する。

（注2）TAは、払込金額の総額と予約権行使の総数（金額）について照合を行うものとする。

（注3）照合の結果、払込金額と予約権行使の内容とが異なる場合は、TAと口座管理機関の間で連絡を行い、金額が異なる理由等を特定する。特定の加入者に係る金額が不足する場合には、当該加入者についての新規記録通知を行わない処理を行う。

３．株式等振替制度対応に係る総合テスト及び移行方針について

目次

１．　はじめに　……　１

２．　実施方針　……　３

３．　総合テスト概要　……　５

４．　留意事項　……　１０

５．　問合せ先　……　１２

６．　改訂履歴　……　１３

別紙１　「株券電子化及びセンタ移転に係る総合テスト・移行スケジュール概要」

別紙２　「移行に係るシステム接続先遷移図（株式等）」

別紙３　「センタ移転に係るシステム接続先遷移図（一般債、短期社債、投信、決済照合システム）」

１．はじめに

（１）本資料の背景

現在、証券保管振替機構（以下、機構）では、株式等振替制度に関するシステム開発を行っているところですが、制度関係者におかれましても、各種準備作業を進めていることと存じます。今後、機構におけるシステム開発が完了した後は、株式等振替システムと制度関係者のシステムを接続し総合テストを実施した上で、株式等振替制度へ移行することになります。

株式等振替制度は 2009 年 1 月に移行することを予定しておりますが、担保株券の預託促進を進め株式等振替制度へ円滑に移行させることを目的として、加入者情報システム及び株主通知システムの一部業務（総株主通知に準じた実質株主通知）を株式等振替制度への移行に先駆けて、先行実施することにしました。

また、機構が加入者情報を取扱うことによって、システムのセキュリティの更なる向上が求められていることから、機構が取扱うシステムを設置するコンピュータセンタを、よりセキュリティの高い施設（以下、新センタ）に移転することにしました。このため、株式等振替制度の参加者はもとより、株式等振替制度に参加しない他の制度の参加者等についても、新センタへの移転に伴う通信回線の接続先変更等の確認テストを行っていただくことになります（※１）。

このような背景から、総合テスト及び移行の方針を、本資料にとりまとめました。

なお、この資料における総合テストとは、機構加入者等の機構システム利用者等が①システムの接続確認、②業務の確認、③参加者間の業務連携についての確認（※２）及び④業務全般の運用習熟を目的として行うテストを指します。また、移行とはシステム及び制度の移行並びに新センタへの移転を指します。

※１　本資料は、株式等振替制度に係るテスト及び移行と併せて新センタへの移転に係るテスト及びスケジュール概要についても記載していますが、主に株式等振替制度関係者を中心とした説明としております。
株式等振替制度に参加しない他の制度の参加者等における新センタへの移転に伴う接続確認テスト等の内容及びスケジュールについては、別途公表する予定です。

※２　日本銀行金融ネットワークシステムを利用した資金決済及び清算機関システムを利用したＤＶＰ決済を含みます。
なお、日本銀行金融ネットワークシステムや清算機関システム等と機構システムを接続したテストについては、一部の実施日に行うことになります。具体的な参加日程については今後調整を行い、別途提示します。

（２）資料の対象制度

本資料で対象としている制度及びシステムは、以下のとおりです。

制度等名称	システム名称	
➢ 株式等振替制度 ➢ 外国株券等の保管及び振替決済制度	株式等振替システム	口座振替システム 株主通知システム 加入者情報システム 外株システム
➢ 短期社債振替制度	短期社債振替システム	
➢ 一般債振替制度	一般債振替システム	
➢ 投資信託振替制度	投信振替システム	
➢ 決済照合業務	決済照合システム	
➢ 株券喪失登録情報等照会システムに関する業務 ➢ 特例期間の預託のための事前確認スキーム	株券喪失登録情報等照会システム 事前確認済株券情報登録システム	

（３）機構システム利用の条件

総合テストは、2008 年 3 月から 12 月にかけて段階的に実施する予定です。
機構システムを利用する制度関係者は総合テストへの参加が必須です。（総合テストの参加が機構システム利用の条件となります。）
したがって、制度関係者におかれましては、本資料において総合テストの概要について確認いただくとともに、システム及び業務の態勢整備を進めていただく必要があります。

２．実施方針

（１）先行稼働・全面稼働

株式等振替制度への移行にあたり、金融機関等が占有する担保株券については、特例期間（施行日の 1 ヶ月前の日から 2 週間前の日の前日まで）に質権設定者の同意なく質権者が単独で預託することができ、担保権の保全を可能とする措置が設けられています。しかし、2006 年 3 月現在の担保株券が約 54 億株あり、特例期間中にすべての担保株券を預託することは困難です。また、保振制度のもとで金融機関が担保株券を預託する場合、現行の実質株主通知の仕組みでは、発行会社に対する担保権設定者の匿名性を維持できない可能性があります。

そこで、担保権設定者の匿名性を維持するため総株主通知に準じた実質株主通知を先行実施することとし、担保株券を特例期間より前に預託することを可能とする環境を整えることとしました。ついては、株主名簿管理人及び参加者には、総株主通知に準じた実質株主通知の先行実施のため、加入者情報の登録を行っていただきます。

【先行稼働】

総株主通知に必要となる加入者情報登録の試行期間として加入者情報システムが 2008 年 9 月から、総株主通知に準じた実質株主通知を行う株主通知システムが 2008 年 10 月中より新センタにおいて稼働することを先行稼働と呼びます。

【全面稼働】

株式等振替制度への移行と併せて株式等振替システムの全て及び、センタ移転のため株式等振替制度以外の制度に関するシステムが 2009 年 1 月より新センタにおいて稼働することを全面稼働と呼びます。

（２）総合テスト（先行稼働・全面稼働・センタ移転）

株式等振替システムにおいて一部機能が先行稼働することを考慮し、先行稼働に係る総合テストは、全面稼働に係る総合テストと一部期間を分けて実施します。

また、株式等振替システム以外の機構全システムにつきましても新センタへ移転することに伴い、一般債振替制度、短期社債振替制度及び投信振替制度の制度関係者並びに決済照合システム（国債、先物オプション等）利用者を対象に、別途にセンタ移転に係る総合テストを実施します。

（３）一斉移行と移行リハーサル

株式等振替制度への一斉移行に係る業務について、機構及び株式等振替制度関係者の事務処理手順とこれに係るシステム機能を事前に確認することを目的とした移行リハーサルを実施します。

一斉移行に係る事務処理については、現在、株券電子化小委員会分科会等を通じて検討を進めております。

これら一斉移行に係る事務、システム処理及びリハーサルの内容につきましては、別途提示します。

（４）スケジュール

総合テスト及び株式等振替制度への移行に係るスケジュール概要を「株券電子化及びセンタ移転に係る総合テスト・移行スケジュール概要（別紙 1）」として取りまとめました。

また、株式等振替制度への移行に係る機構システムとの接続方法の遷移を「移行に係るシステム接続先遷移図（株式等）（別紙 2）」、センタ移転に伴う同遷移を「センタ移転に係るシステム接続先遷移図（一般債、短期社債、投信、決済照合システム）（別紙 3）」としてとりまとめました。

３．総合テスト概要

総合テストの対象業務、対象者、構成及び内容を以下に記載します。

（１）総合テストの対象業務と対象者

①先行稼働、②全面稼働、③センタ移転の３種の総合テストを実施します。
なお、これらの総合テストにおけるテスト機能は極力重複しないような計画を検討します。

項番	総合テスト名	テストの対象業務	テスト対象者
1	先行稼働に係る 総合テスト	○業務処理の確認 ・加入者情報の授受に係る業務 ・総株主通知に準じた実質株主通知に係る業務	・ 加入者情報の授受を行う者 ・ 実質株主報告又は総株主報告に準じた実質株主報告を行う者（一般株主の報告を行う株主名簿管理人を含む） ・ 総株主通知に準じた実質株主通知を受ける者
2	全面稼働に係る 総合テスト	○業務処理の確認 項番１に加え、 ・株式等振替制度対応全般に係る業務 ・株式等振替制度への移行に係る業務	・ 口座管理機関 ・ 機構加入者 ・ 株主名簿管理人 ・ 発行代理人 ・ 支払代理人 ・ 支払取扱銀行 ・ 資金決済会社 ・ 計算会社 ・ 代行会社 ・ ETF の発行者（委託会社） ・ 外国株券等の保管及び振替決済制度の参加者 ・ 決済照合システム利用者（株式、外国株等）
3	センタ移転に係る 総合テスト	○システム接続確認 ・一般債振替制度、短期社債振替制度、投信振替制度及び決済照合に係る業務	・ 一般債振替制度の参加者 ・ 短期社債振替制度の参加者 ・ 投資信託振替制度の参加者 ・ 決済照合システム利用者（国債、一般債、短期社債、投信(基準価額)、先物、オプション）

（2）総合テストの構成

総合テストは段階的に実施する以下のテストから構成されます。

テスト名		テスト概要
接続・送受信確認テスト		利用するインタフェースについての疎通確認及び規定のフォーマットを用いた接続確認を行っていただくテストです。
業務確認テスト	プレテスト	規定テストの事前確認として、テスト参加者のシステム機能を機構が定めた範囲内で確認するテストです。
	規定テスト	プレテスト期間終了後に、機構が定めたテストシナリオに基づき業務処理の確認を行うテストです。
	自由テスト	規定テスト完了後に、参加者が任意に規定テストの業務処理及びシステム機能について確認を行うテストです。
高負荷テスト		機構及びテスト参加者のシステム処理負荷のピーク時を想定し、データ処理を問題なく行えることを確認します。
災害テスト		オンライン中のセンタ罹災を想定し、正センタからバックアップセンタへの切替確認を行うテストです。

（３）総合テストの内容

以下に総合テストの目的（「３．（１）総合テストの対象業務と対象者」を参照）に合わせたテストの内容を説明します。
なお、個々のテスト計画の詳細は「総合テスト実施要領」で今秋に提示する予定です。

ａ．　先行稼働に係る総合テストの内容

<table>
<tr><th colspan="2">テスト名</th><th>インタフェース</th><th>テスト内容</th><th>備考</th></tr>
<tr><td rowspan="2">1</td><td colspan="2" rowspan="2">接続・送受信確認テスト</td><td>①
加入者情報
Web 接続方式</td><td>(1)届け出ている全回線について初期画面を表示し、接続を確認します。
(2)正センタへのログインを行い、送受信を確認します。
(3)利用者側管理者によるユーザＩＤの設定及び各種権限の付与を行い、送受信を確認します。
(4)画面を利用し、送受信確認を行います。
（機構が指定した画面とオペレーションの確認を行って頂きます。）</td><td>(3)で設定したユーザーID を使用して、業務確認テストを実施します。</td></tr>
<tr><td>②
ファイル
伝送方式</td><td>(1)正センタへの正回線を使用した接続確認を行います。
(2)機構システムとファイルの送受信確認を行います。
（機構が指定するファイルについて確認を行って頂きます。）</td><td>副回線のテスト要否については別途検討します。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">2</td><td rowspan="3">業務確認テスト</td><td>プレテスト</td><td rowspan="3">上記①及び②</td><td>加入者情報の授受及び総株主通知に準じた実質株主通知に係るテスト参加者のシステム機能を機構が定めた範囲内で確認して頂きます。</td><td></td></tr>
<tr><td>規定テスト</td><td>機構が規定するテストシナリオとテストデータを使用した業務処理の確認を行います。</td><td>規定のテストシナリオは別途提示します。</td></tr>
<tr><td>自由テスト</td><td>加入者情報の授受及び総株主通知に準じた実質株主通知に係る業務処理とシステム機能を参加者に任意で確認して頂きます。</td><td></td></tr>
<tr><td>3</td><td colspan="2">災害テスト</td><td>上記①及び②</td><td>オンライン中のセンタ罹災を想定した正センタからバックアップセンタへの切替確認を行います。</td><td></td></tr>
</table>

※　先行稼働期間中は現行レイアウトの実質株主報告を継続して使用し、全面稼働時から新レイアウトの総株主報告を使用する参加者は、総株主報告に係る接続・送受信確認テスト及び業務確認テストを全面稼働に係る同テストで実施することも可能とします。
※　先行稼働に係る総合テストでは、高負荷テストは実施しません。

ｂ．全面稼働に係る総合テストの内容

<table>
<tr><th></th><th colspan="2">テスト名</th><th colspan="2">インタフェース</th><th>テスト内容</th><th>備考</th></tr>
<tr><td rowspan="4">1</td><td colspan="2" rowspan="4">接続・送受信確認テスト</td><td colspan="2">①
統合Ｗｅｂ
接続方式</td><td>(1)届け出ている全回線について初期画面を表示し、接続を確認します。
(2)正センタへのログインを行い、送受信を確認します。
(3)利用者側管理者によるユーザＩＤの設定及び各種権限の付与を行い、送受信を確認します。
(4)画面を利用し、送受信確認を行います。
（機構が指定した画面とオペレーションの確認を行って頂きます。）</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">統合チャネル接続</td><td>②
ｵﾝﾗｲﾝﾘｱﾙﾀｲﾑ
接続方式</td><td>(1)正センタへの接続確認を行います。
(2)機構システムと制御電文の送受信確認を行います。
（機構が指定する制御電文について確認を行って頂きます。）
(3)正センタに向けて、正回線から副回線への切替確認を行います。</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>③
ﾁｬﾈﾙﾌｧｲﾙ
伝送方式</td><td>(1)正センタへの接続確認を行います。
(2)機構システムとファイルの送受信確認を行います。
（機構が指定するファイルについて確認を行って頂きます。）</td></tr>
<tr><td colspan="2">④
ファイル
伝送方式</td><td>(1)正センタへの正回線を使用した接続確認を行います。
(2)機構システムとファイルの送受信確認を行います。
（機構が指定するファイルについて確認を行って頂きます。）</td><td>「先行稼働に係る総合テスト」で接続確認が完了している回線の当該テストは不要です。
また、副回線のテスト要否は別途検討します。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">2</td><td rowspan="3">業務確認テスト</td><td>プレテスト</td><td colspan="2" rowspan="3">上記①～④
及び
⑤
加入者情報
Web 接続方式</td><td>規定テストに係るテスト参加者のシステム機能を機構が定めた範囲内で確認して頂きます。</td><td rowspan="3">サイクルテストの内容（テストシナリオ）は別途提示します。</td></tr>
<tr><td>規定テスト</td><td>稼働後の運用を想定したサイクルテストを行います。</td></tr>
<tr><td>自由テスト</td><td>規定テストに係る業務処理とシステム機能を参加者に任意で確認して頂きます。</td></tr>
<tr><td>3</td><td colspan="2">高負荷テスト</td><td colspan="2" rowspan="2">上記①～⑤</td><td>機構及びテスト参加者のシステム処理負荷がピーク時になった状態を想定したテストを行います。</td><td rowspan="2">高負荷テスト、災害テストは、センタ移転に係る同テストと同一日程で行います。
また、センタ移転に係る総合テスト参加者との合同で実施します。</td></tr>
<tr><td>4</td><td colspan="2">災害テスト</td><td>オンライン中のセンタ罹災を想定した正センタからバックアップセンタへの切替確認を行います。</td></tr>
</table>

ｃ．センタ移転に係る総合テストの内容

<table>
<tr><th></th><th colspan="2">テスト名</th><th colspan="2">インタフェース</th><th>テスト内容</th><th>備考</th></tr>
<tr><td rowspan="4">1</td><td colspan="2" rowspan="4">接続・送受信確認テスト</td><td colspan="2">統合Ｗｅｂ
接続方式</td><td>(1)届け出ている全回線について初期画面を表示し、接続を確認します。
(2)正センタへのログインを行い、送受信を確認します。
(3)利用者側管理者によるユーザＩＤの設定及び各種権限の付与を行い、送受信を確認します。
(4)画面を利用し、送受信確認を行います。
（機構が指定した画面とオペレーションの確認を行って頂きます。）</td><td rowspan="3">「全面稼働に係る総合テスト」で接続確認が完了している回線の当該テストは不要です。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">統合チャネル接続</td><td>ｵﾝﾗｲﾝﾘｱﾙﾀｲﾑ
接続方式</td><td>(1)正センタへの接続確認を行います。
(2)機構システムと制御電文の送受信確認を行います。
（機構が指定する制御電文について確認を行って頂きます。）
(3)正センタに向けて、正回線から副回線への切替確認を行います。</td></tr>
<tr><td>ﾁｬﾈﾙﾌｧｲﾙ
伝送方式</td><td>(1)正センタへの接続確認を行います。
(2)機構システムとファイルの送受信確認を行います。
（機構が指定するファイルについて確認を行って頂きます。）</td></tr>
<tr><td colspan="2">ファイル
伝送方式</td><td>(1)正センタへの正回線を使用した接続確認を行います。
(2)機構システムとファイルの送受信確認を行います。
（機構が規定するファイルについて確認を行って頂きます。）</td><td>「先行稼働に係る総合テスト」または「全面稼働に係る総合テスト」で接続確認が完了している回線の当該テストは不要です。
また、副回線のテスト要否は別途検討します。</td></tr>
<tr><td rowspan="3">2</td><td rowspan="3">業務確認テスト</td><td>プレテスト</td><td colspan="2" rowspan="3">全インタ
フェース</td><td rowspan="3">株式等振替制度以外の制度について総合テストが必要な場合に実施します。</td><td rowspan="3"></td></tr>
<tr><td>規定テスト</td></tr>
<tr><td>自由テスト</td></tr>
<tr><td>3</td><td colspan="2">高負荷テスト</td><td colspan="2" rowspan="2">全インタ
フェース</td><td>機構及びテスト参加者のシステム処理負荷がピーク時になった状態を想定したテストを行います。</td><td rowspan="2">高負荷テスト、災害テストは、全面稼働に係る同テストと同一日程で行います。
また、全面稼働に係る総合テスト参加者との合同で実施します。</td></tr>
<tr><td>4</td><td colspan="2">災害テスト</td><td>オンライン中のセンタ罹災を想定した正センタからバックアップセンタへの切替確認を行います。</td></tr>
</table>

４．留意事項

（１）通信回線

総合テスト実施期間中は、現行センタへの接続とは別に、新センタへの接続が必要となります。

ａ．システム情報の機構への届出
制度関係者は総合テスト開始の一定期間前までに、機構に対してシステム情報（通信回線に関する情報等）の届出を完了させる必要があります。

ｂ．通信回線の敷設工事
接続・送受信テストを実施するまでには、通信回線が開通している必要があります。通信回線の開通までには、通信会社との調整、機構との工事日程の調整等も想定されますので、工事日程は余裕を持って計画するようにしてください。
通信回線の敷設工事に関するスケジュールにつきましては、上記の機構への届出手続の内容や時期も含めて、別途提示します。

ｃ．その他
統合 Web 端末に要する通信回線と加入者情報 Web 端末に要する通信回線は、加入者情報のセキュリティを確保するため、分離して敷設していただきます。（統合 Web 端末と加入者情報 Web 端末とで異なる端末を準備していただく必要があります。）
また、ファイル伝送用の回線は、現行システムとは異なる広域イーサーネット網に変更になります。

（２）総合テスト参加に向けて

ａ．参加形態の確定
制度関係者は、制度移行後の参加形態で総合テストに参加する必要があります。そのため、総合テストの参加届出前までに、株式等振替制度への参加形態（直接口座管理機関、間接口座管理機関、資金決済会社等）を確定していただく必要があります。
（総合テスト開始後の参加形態の変更は、原則、認めない予定です。）

ｂ．計算会社・代行会社の確定
株式等振替制度への移行後に計算会社または代行会社を利用する制度関係者は、制度移行後の計算会社・代行会社を利用して総合テストに参加する必要があります。そのため、総合テストの参加届出前までに、制度移行後の計算会社・代行会社を確定していただく必要があります。
（総合テスト開始後の計算会社・代行会社の変更は、原則、認めない予定です。）

（３）コンティンジェンシープラン

移行に関するコンティンジェンシープランは、別途提示する予定です。

（４） テスト実施要領の提示

本年秋開催のテスト実施要領説明会において、各総合テストの日程、総合テスト参加に係る手続きを提示予定です。

５．問合せ先

本件に関するお問合せにつきましては、質問事項を以下のメールアドレス宛てにお送りください。
メールの件名は【方針資料についての質問】としていただきますようお願い致します。
（電話によるお問合せは、原則、お受けできませんのでご協力をお願いします。）

お送りいただいたお問合せにつきましては、制度関係者間における情報の共有化のため、個人及び会社を特定されないように編集の上、公開させていただく場合があります。

問合せのメール送付先　：　furikaekabushiki@jasdec.com

６．改訂履歴

改訂箇所	誤	正	修正日
目次	－	目次に改訂履歴を追加	07/05/16
目次	別紙３　「移行に係るシステム接続先遷移図 （一般債、短期社債、投信、決済照合システム）」	別紙３　「センタ移転に係るシステム接続先遷移図 （一般債、短期社債、投信、決済照合システム）」	07/05/16
4 頁 4 行目	「移行に係るシステム接続先遷移図（別紙 2）」	「移行に係るシステム接続先遷移図（株式等）（別紙 2）」	07/05/16
4 頁 5 行目	「センタ移転に係るシステム接続先遷移図（別紙 3）」	「センタ移転に係るシステム接続先遷移図 （一般債、短期社債、投信、決済照合システム）（別紙 3）」	07/05/16
5 頁 項番 1 テスト対象者	・ 実質株主報告又は総株主報告に準じた実質株主報告を行う者（一般株主の報告を行う株主名簿管理人を含む） ・ 総株主通知に準じた実質株主通知を受ける者 ・ 加入者情報の授受を行う者	・ 加入者情報の授受を行う者 ・ 実質株主報告又は総株主報告に準じた実質株主報告を行う者（一般株主の報告を行う株主名簿管理人を含む） ・ 総株主通知に準じた実質株主通知を受ける者	07/05/16
7 頁 2 行目	「３．（１）総合テストの目的」を参照	「３．（１）総合テストの対象業務と対象者」を参照	07/05/16
7 頁 項番１　テスト名	接続・送受信テスト	接続・送受信確認テスト	07/05/16
8 頁 項番１　テスト名	接続・送受信テスト	接続・送受信確認テスト	07/05/16
9 頁 項番１　テスト名	接続・送受信テスト	接続・送受信確認テスト	07/05/16
別紙１	接続・送受信テスト	接続・送受信確認テスト	07/05/16

改訂箇所	誤	正	修正日
別紙２ 全頁	株券喪失登録情報照会システム	株券喪失登録情報等照会システム	07/05/16
別紙２ 4 頁	（システム利用者） 参加者	（システム利用者） 参加者（口座管理機関・機構加入者）	07/05/16
別紙３ 2 頁	※１…基盤システムとは、インターフェース（統合 Web 接続、統合チャネル接続（オンラインリアルタイム接続、チャネルファイル伝送）、ファイル伝送を意味します。	※１…基盤システムとは、インターフェース（統合 Web 接続、統合チャネル接続（オンラインリアルタイム接続、チャネルファイル伝送）、ファイル伝送）を意味します。	07/05/16

株券電子化及びセンタ移転に係る総合テスト・移行スケジュール概要

別紙１

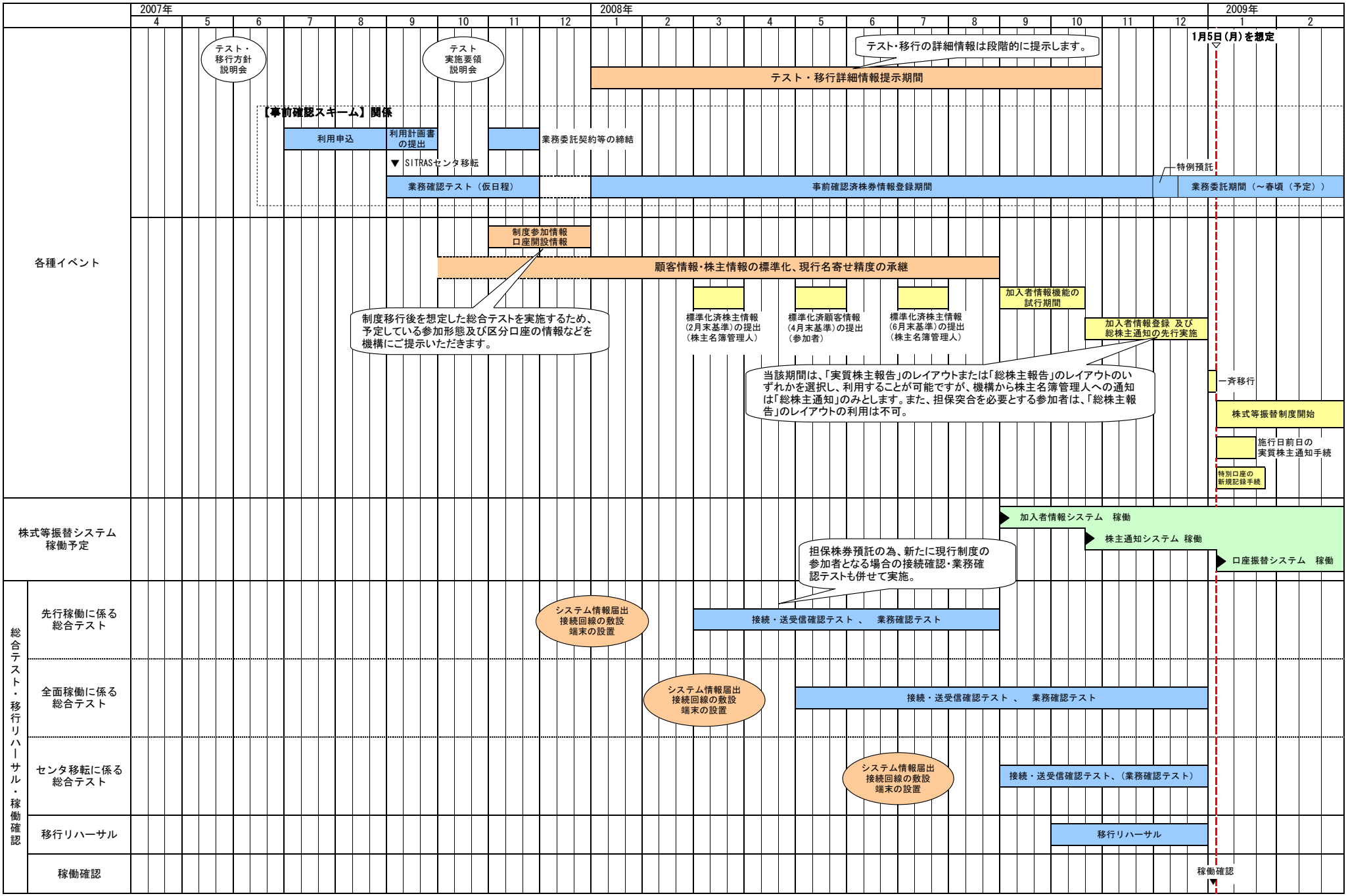

※　上記スケジュールについては、今後の検討内容によって変更となる可能性があります。

移行に係るシステム接続先遷移図（株式等）　　別紙２

参加者は、①加入者情報システム稼働開始時、②総株主通知に準じた実質株主通知の開始時、③制度移行時に、機構システムへの接続先を切替える必要があります。（接続先の切替えが必要になるか否かは機構システムの利用形態により異なります。）
また、株券喪失登録情報等照会システム、事前確認済株券情報登録システムを除き、バックアップセンタへの接続も同様の遷移となります。

（１）　2008.1～2008.8.末（加入者情報登録試行開始前）の接続概念図

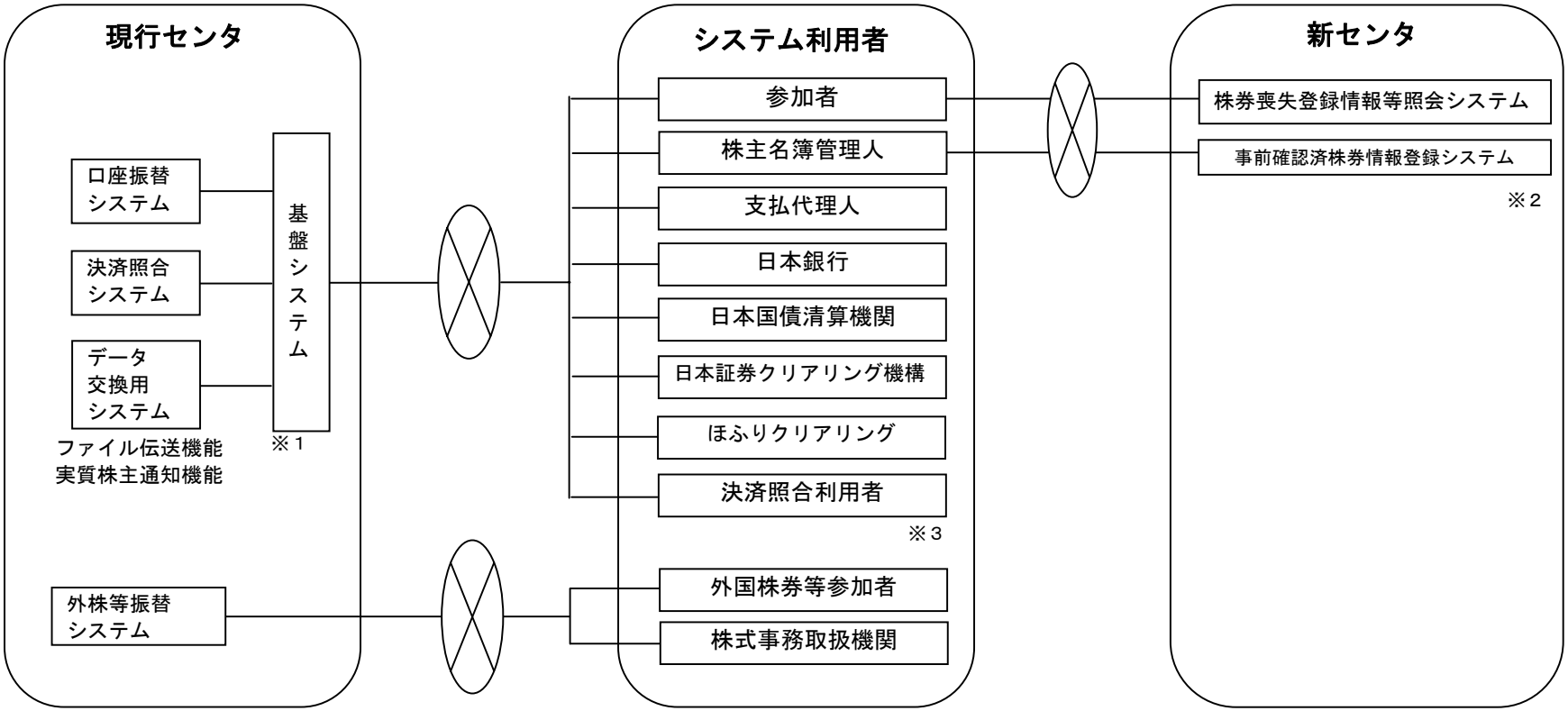

※１… 基盤システムとは、インターフェース（統合 Web 接続、オンラインリアルタイム接続、ファイル伝送、照合ファイル伝送）を意味します。
※２… 事前確認済株券情報登録システムは、特例期間の預託に備えて株券の事前確認を行った結果の登録・照会を行うシステムです。
※３… ここでの決済照合システム対象商品は、株式、外国株等になります。

（２） 試行期間 2008.9.1～2008.10 月中（加入者情報登録試行開始後～総株主通知に準じた実質株主通知開始前）の接続概念図

2008.9.1 から、新センタで加入者情報システムおよび株主通知システムの一部機能(ファイル伝送機能)が稼働します。

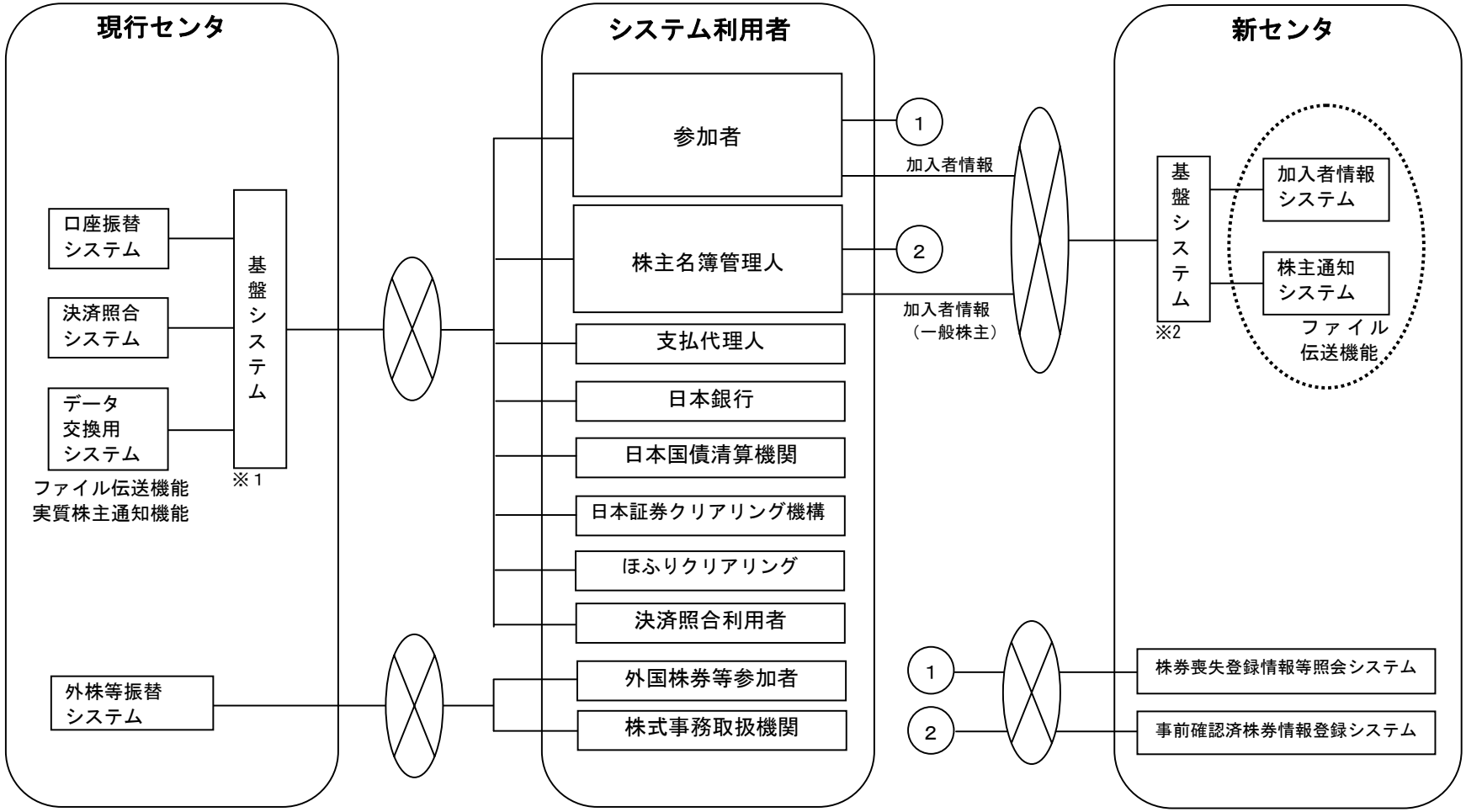

※１…基盤システムとは、インターフェース（統合 Web 接続、オンラインリアルタイム接続、ファイル伝送、照合ファイル伝送）を意味します。
※２…基盤システムとは、インターフェース（加入者情報 Web 接続、ファイル伝送）を意味します。

（３）先行稼働期間 2008.10 月中～2008.12.末（総株主通知に準じた実質株主通知開始後～制度移行前）の接続概念図

2008.10 月中から、新センタで株主通知システムの一部機能(総株主通知機能)が稼働します。

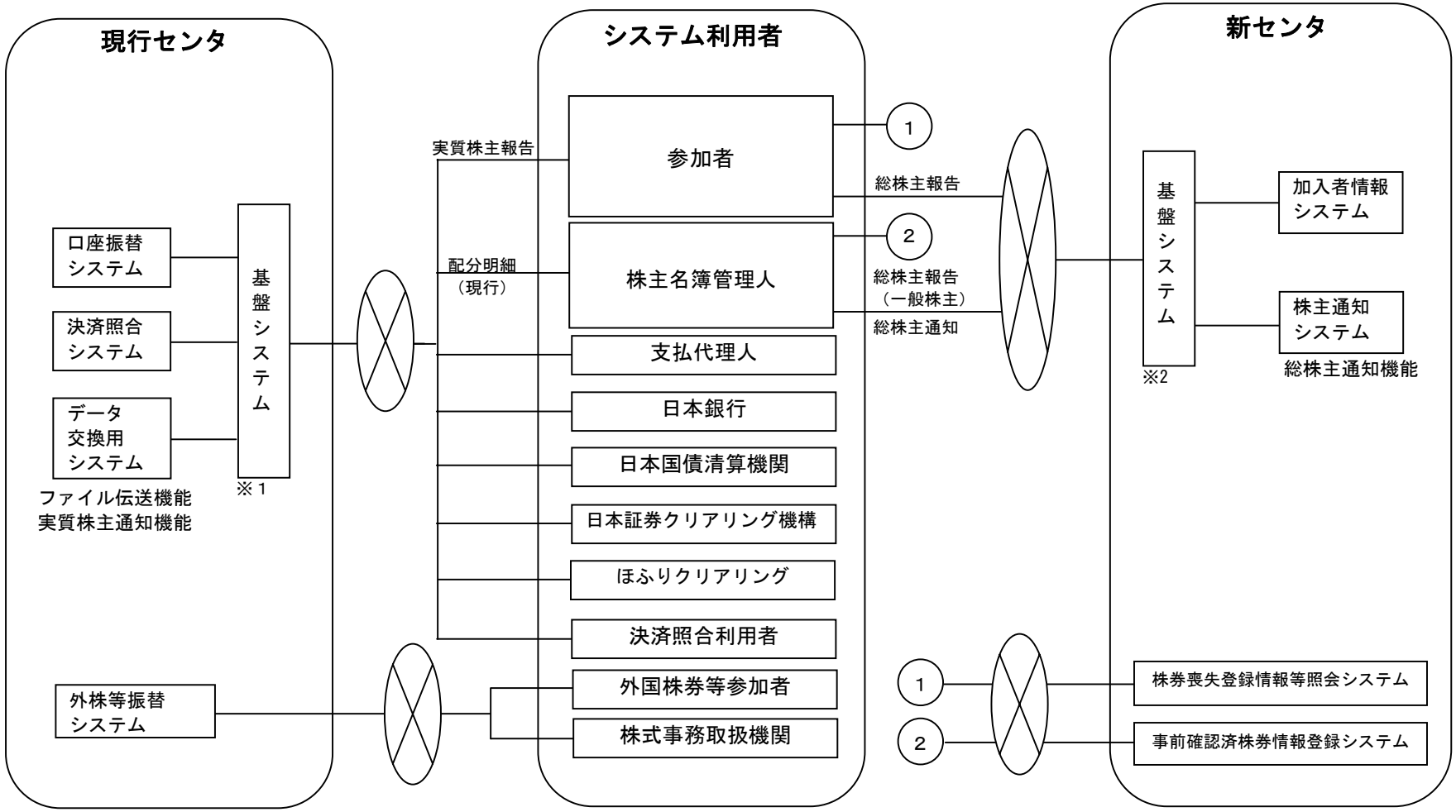

※１…基盤システムとは、インターフェース（統合 Web 接続、オンラインリアルタイム接続、ファイル伝送、照合ファイル伝送）を意味します。
※２…基盤システムとは、インターフェース（加入者情報 Web 接続、ファイル伝送）を意味します。

（４） 2009.1～（制度移行後）の接続概念図

2009.1から、新センタのシステムが全面稼働します。

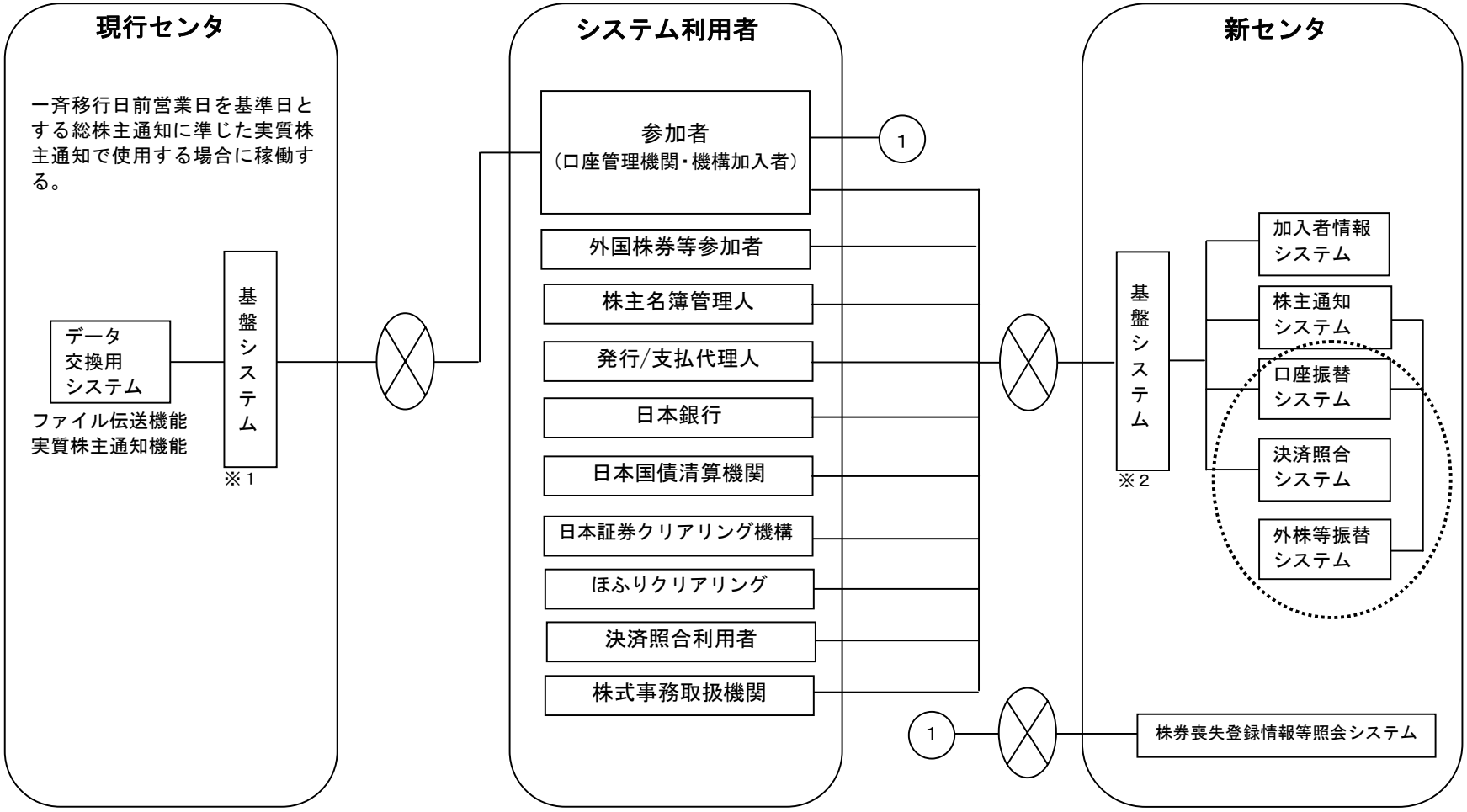

※１… 基盤システムとは、インターフェース（ファイル伝送）を意味します。
※２… 基盤システムとは、インターフェース（加入者情報 Web 接続、統合 Web 接続、統合チャネル接続（オンラインリアルタイム接続、チャネルファイル伝送）、ファイル伝送）を意味します。

センタ移転に係るシステム接続先遷移図（一般債、短期社債、投信、決済照合システム）　　別紙３

参加者は、新センタ移転時に機構システムへの接続先を切替える必要があります。（バックアップセンタへの接続も同様の遷移となります。）

（１）　～2008.12.末（センタ移転前）の接続概念図

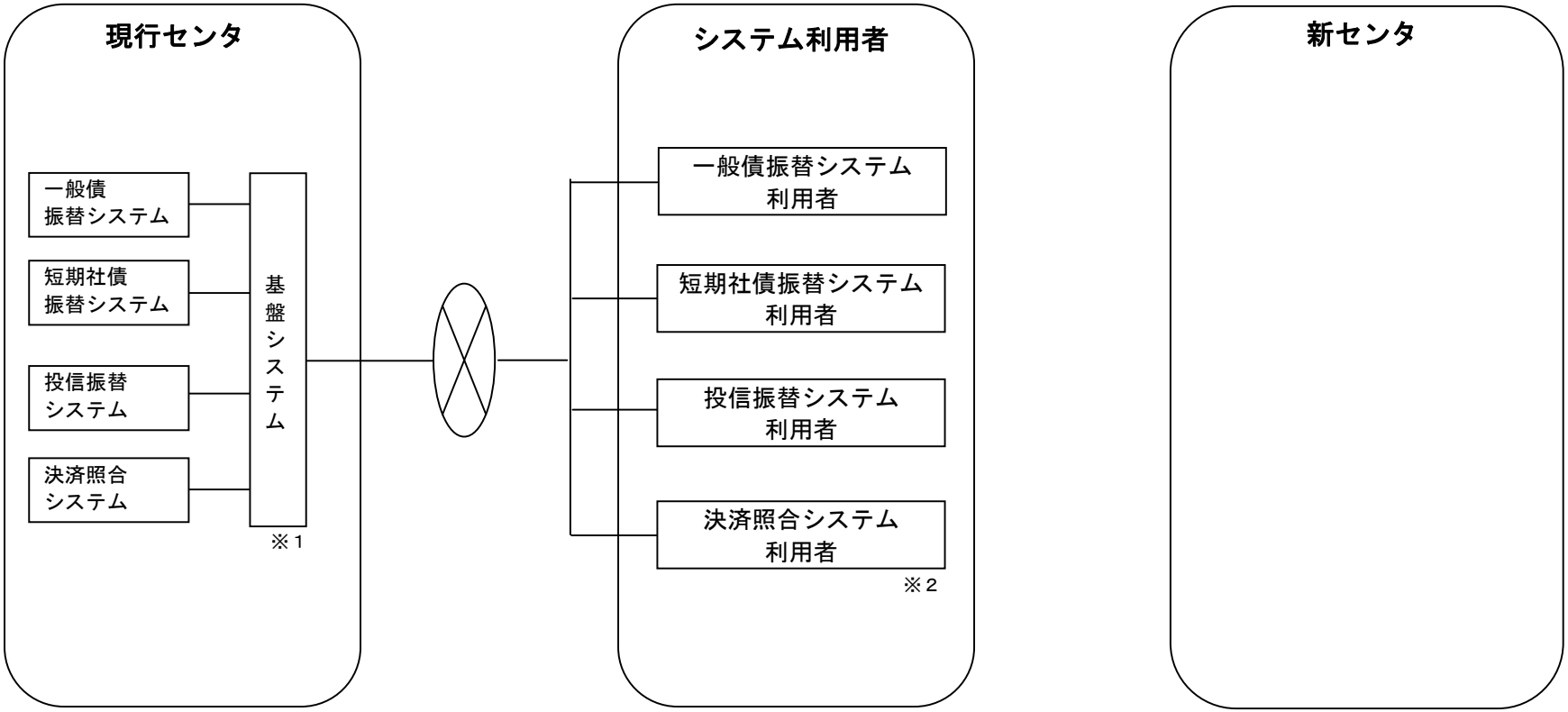

※１…基盤システムとは、インターフェース（統合 Web 接続、オンラインリアルタイム接続、ファイル伝送、照合ファイル伝送）を意味します。
※２…ここでの決済照合システムの対象商品は、国債、一般債、短期社債、投信(基準価額)、先物、オプションになります。

（２）　2009.1～（センタ移転後）の接続概念図

2009.1 から、新センタで、一般債振替システム、短期社債振替システム、投信振替システム、決済照合システムが稼働します。

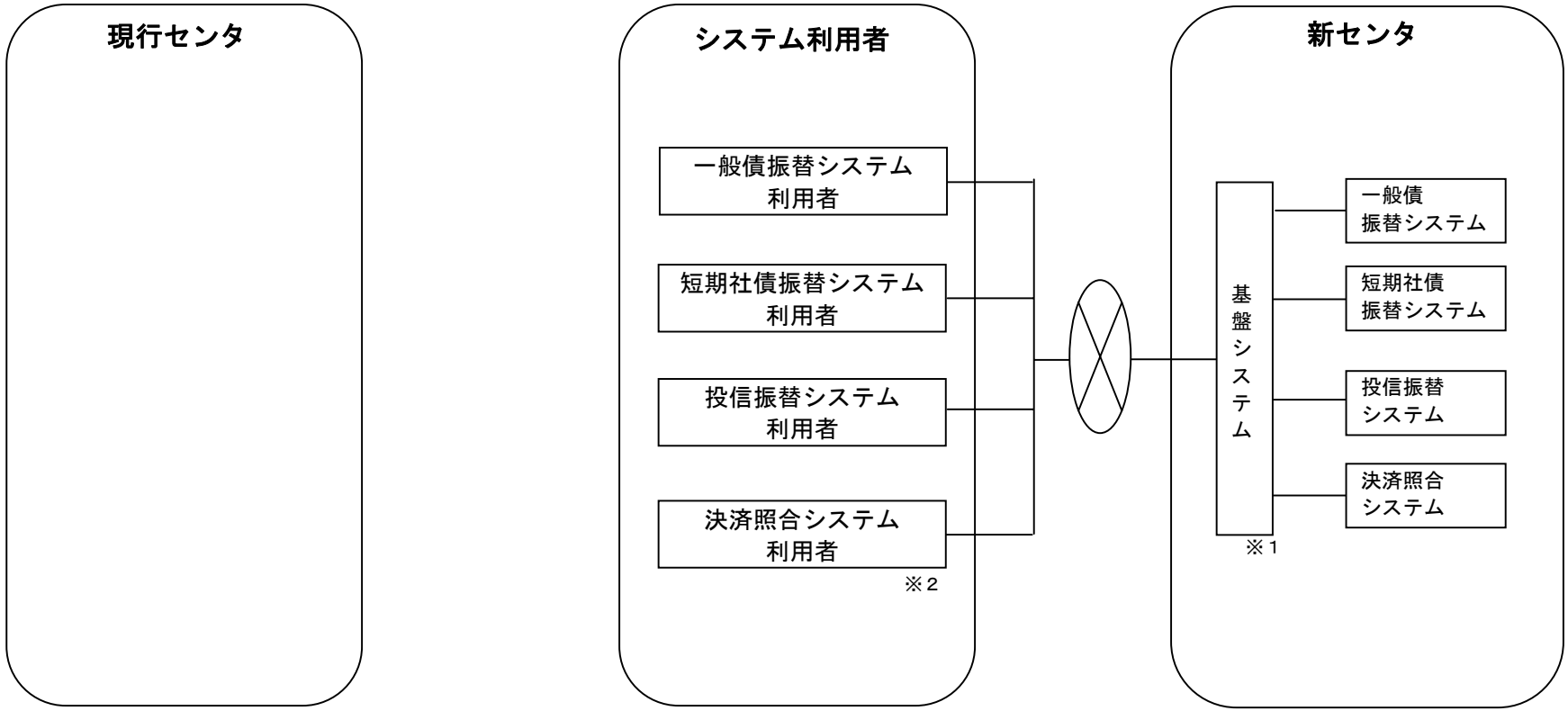

※１…基盤システムとは、インターフェース（統合 Web 接続、統合チャネル接続（オンラインリアルタイム接続、チャネルファイル伝送）、ファイル伝送）を意味します

※２…ここでの決済照合システムの対象商品は、国債、一般債、短期社債、投信(基準価額)、先物、オプションになります。

補足資料
先行稼働期間中のファイル伝送先について

先行稼働期間に現行センタ、新センタで送受信を行うファイルは以下のとおりです。

対象者	集信・配信	取扱いデータ		現行センタでの集配信	新センタでの集配信	備考
		データ区分	データ種別			
参加者	集信データ	口座振替関係データ	前日振替請求、前日交付請求等	○	×	
		CB元利金関係データ	担保受入(CB)データ、基金取立額報告データ等	○	×	
		実質株主関係データ	担保受入・差入データ	○	×	担保突合が必要な区分口座については現行センタへの送信が必要です。
			実質株主データ	○	×	
		総株主関係データ（注）	総株主報告データ	×	○	先行稼働後に権利が確定した銘柄について集信します。 なお、担保突合が必要な区分口座については集信できません。
	配信データ	口座振替関係データ	参加者別口座残高表、参加者別口座処理明細表等	○	×	
		CB元利金関係データ	提出日程通知(CB元利金）、元利金支払関係通知等	○	×	
		実質株主関係データ	実質株主関係データ提出日程通知	○	×	
			担保受入・差入データ入力処理内容通知	○	×	
			担保突合処理内容通知(報告株数・不一致データ)	○	×	
			実質株主報告株数対象残高通知	○	×	
			実質株主データ入力処理内容通知	○	×	
			配分明細データ通知	○	×	
		総株主関係データ（注）	総株主通知日程案内	×	×	先行稼働期間中は「総株主通知日程案内」を配信しません。
			総株主報告対象株式数通知	×	○	先行稼働後に権利が確定した銘柄から配信します。 また、総株主報告データを集信した参加者を配信対象とします。
			総株主報告データ入力処理内容通知	×	○	
			配分明細通知データ	×	○	
株主名簿管理人	集信データ	実質株主関係データ	配分明細データ	○	×	先行稼働前に権利が確定し、先行稼働後に配分明細が作成される銘柄については、現行センタへの配分明細データの送信が必要です。
	配信データ	実質株主関係データ	実質株主関係データ提出日程通知	○	×	
			実質株主データ通知予定(株主名簿管理人用)	○	×	機構失念株式算定に使用する預託株数の合計データを現行センタから受信することが可能です。
			実質株主データ通知	×	×	
			配分明細データ入力処理内容通知	○	×	先行稼働前に権利が確定し、先行稼働後に現行センタへの配分明細データが送信された場合に、現行センタから「配分明細データ入力処理内容通知」を配信します。
		総株主関係データ（注）	総株主通知日程案内	×	×	先行稼働期間中は「総株主通知日程案内」を配信しません。
			総株主通知データ（株式数情報）	×	○	先行稼働後に権利が確定した銘柄から配信します。
			総株主通知データ（株主情報）	×	○	
			通知日程延期通知	×	○	

（注）総株主通知に準じた実質株主通知のために先行稼働期間から集配信を開始するデータ

４．加入者情報に係るデータ整備について

〈 資 料 目 次 〉

・加入者情報に係るデータ整備（参加者向け概要）

・加入者情報に係るデータ整備（概要フロー）

・加入者情報に係るデータ整備の処理について

・加入者情報に係るデータ整備に関するＱ＆Ａ（第１版）

（別紙１） 振替制度外字の置換指針（仮称） サンプル

（別紙２） 加入者情報標準化要領の追加及びデータ整備における特例について

（別紙３） 代理人等の登録に関する取扱い

（参考） 加入者情報標準化要領

（参考） 株式等振替システム 接続仕様書（第 1.1 版） 正誤表

加入者情報に係るデータ整備（参加者向け概要）

1．目的

2009 年 1 月の振替制度への移行にあたり、参加者は、あらかじめそれぞれが備えるべき振替口座簿に係る情報について「加入者情報標準化要領」等に則して標準化（データ整備）を行っておく必要がある。 参加者は、機構へ標準化後のデータを提供するとともに必要に応じて振替口座簿として管理する予定の顧客情報の更新を行う。 機構は、これらのデータ及び株主名簿管理人（TA）における株主情報及び名寄せ実績を元にデータベース（株主等通知用データ）を構築する。

2．参加者における主な対応内容 （詳細日程は今後決定する。）

データ提供準備 ～ 2008 年 4 月	データ授受・修正 2008 年 5～8 月	加入者情報ｼｽﾃﾑ先行稼働 2008 年 9 月～
「加入者情報標準化要領」等（※1）に基づき顧客情報を標準化。 ・Unicode 化 ・振替制度外字の振替制度内字への置換え ・氏名又は名称及び住所の標準化等 注） 制度移行前における標準化については「加入者情報に係るデータ整備に関するQ＆A （第1版）」を参照。	<u>5 月</u> 「顧客情報データ（2008 年 4 月末基準）」を機構へ提供。 <u>6 月頃</u> 標準化エラーの旨の通知（※2）を機構から受領した場合、「顧客情報データ」の該当エラー箇所を修正のうえ「顧客情報データ」を機構へ再提供。 <u>8 月頃</u> 必要に応じて顧客口座簿記載事項を更新。 注）TA の「名寄せ実績」に照らして更新すべき情報が存在した場合、その内容を機構から当該参加者へ通知する（※3）。	<u>9 月上旬</u> 「顧客情報データ（差分一括提供分）」を機構へ提供 （4 月末比の差分）。 <u>9 月中旬～</u> 顧客情報（加入者情報）に異動（新規・変更・削除）発生の都度、当該異動データを機構に提供。 <u>以降、顧客情報の異動に係る事務については、事実上の本番稼働</u>。

（※1） 「加入者情報標準化要領」等・・・「株主通知関係データ接続仕様書（機構加入者用） （第 1.1 版）の別紙2」、「システム概説書（第 1.1 版） 217～222 頁」、及び「加入者情報に係るデータ整備に関するQ＆A （第 1 版）」。

（※2） 「形式的エラー情報通知」・・・・振替制度移行後の「加入者情報エラー通知データ」に該当。機構におけるチェック項目は、「加入者情報に係るデータ整備に関するQ＆A」の 4-11 参照。標準化要領に記載の全項目はチェックされないことに留意。

（※3） 「実質的エラー情報通知」・・・・振替制度移行後の「加入者情報更新済通知」に該当。「加入者情報に係るデータ整備に関するQ＆A （第1版）」の 5-3 参照。

加入者情報に係るデータ整備（概要フロー）

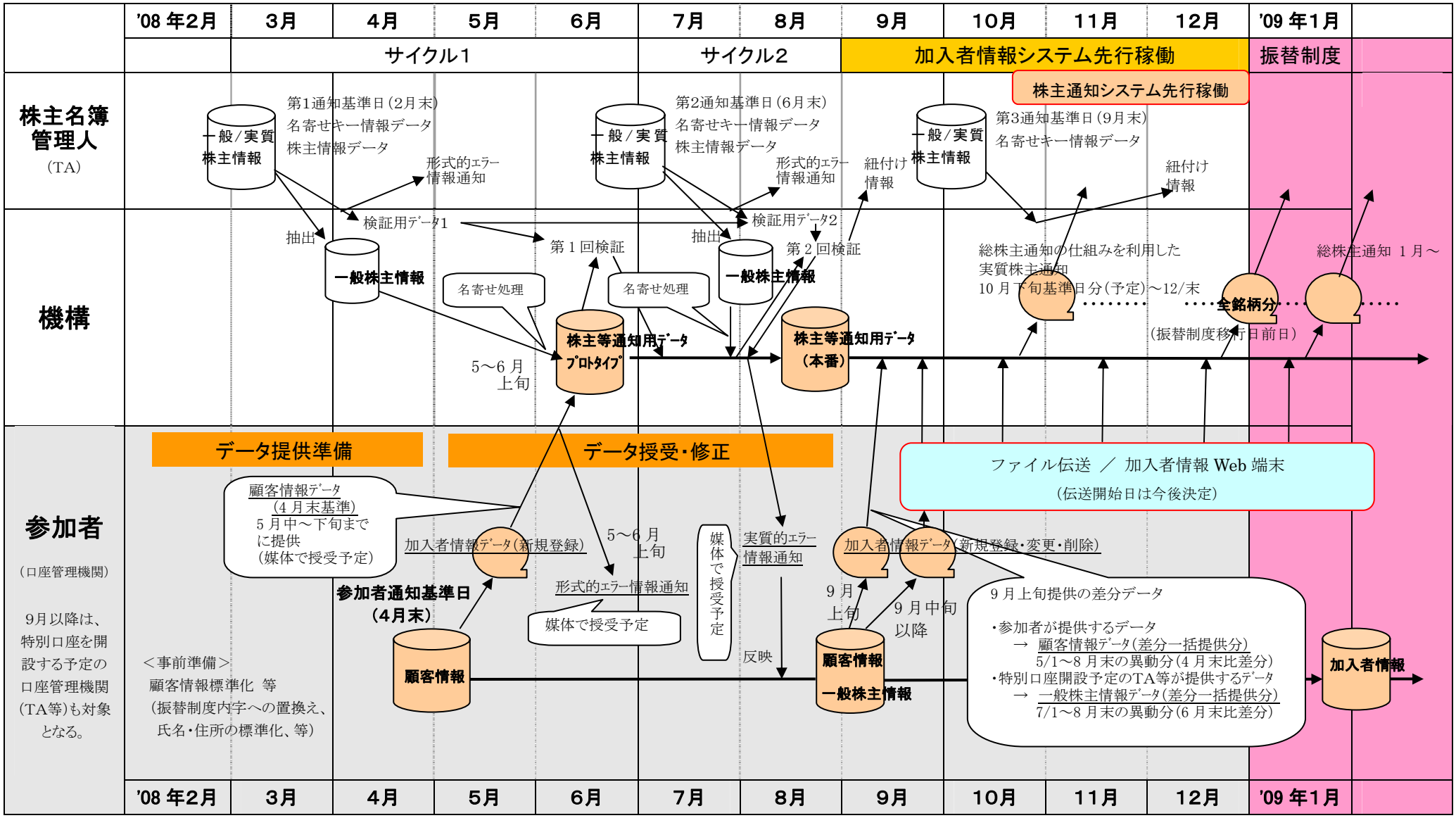

今後の検討状況により記載内容が変更となる場合がある。 詳細日程は今後決定する。

加入者情報に係るデータ整備の処理について

項　目	内　容	備　考
Ⅰ．データ整備の内容	○　株主名簿管理人及び参加者は、振替制度への移行に先立ち、統一文字コード及び統一文字集合その他の振替制度移行後の加入者情報の標準化に係る取扱い（以下「加入者情報標準化要領等」という。）に則して、株主名簿管理人にあっては、株主名簿に記録された株主（機構の名義となっているものを除く。以下「一般株主」という。）及び実質株主名簿に記録された実質株主の氏名又は名称及び住所その他の情報（以下「株主情報データ」という。）について、参加者（株主名簿管理人を除き、かつ顧客口座簿を有する者に限る。以下同じ。）にあっては、顧客口座簿に記録された顧客の氏名及び住所その他の情報（以下「顧客情報データ」という。）について、それぞれ所要の整備を行うものとする。 　あわせて、株主名簿管理人は、一般株主と実質株主との名寄せ情報（以下「名寄せキー情報データ」という。）を作成し機構に提供するものとする。 　これらに基づき、機構は株主名簿管理人における名寄せ実績を継承したうえで、株主等通知用データを作成する（以上の作業全体を以下「データ整備」という。）。	※　加入者情報の標準化に係る取扱いについては、「加入者情報標準化要領（株主通知関係データ接続仕様書（機構加入者用）（第 1.1 版）の別紙２）」、「システム概説書（第 1.1 版）217～222 頁」及び「加入者情報に係るデータ整備に関するＱ＆Ａ（第 1 版）」を参照。
Ⅱ．データ整備の作業手順	○ データ整備は、株主名簿管理人、参加者及び機構が協働し、次の作業手順により実施する。なお、データ整備はその時期により「サイクル１」、「サイクル２」及び「加入者情報システム先行稼働期」に区分する。	※　作業スケジュールの概略は、「加入者情報に係るデータ整備（概要フロー）」を参照。

<table>
<tr><th>項　目</th><th>内　容</th><th>備　考</th></tr>
<tr>
<td>１．サイクル１
（2008 年 3 月～6 月）
（１）株主名簿管理人における取扱い</td>
<td>○　株主名簿管理人は、2008 年 2 月末（以下「第１通知基準日」という。）現在の一般株主及び実質株主を名寄せした株主名簿（以下「合算株主名簿」という。）に記録された株主情報を基に、名寄せキー情報データ及び標準化した株主情報データを作成し、機構に提供する。

「名寄せキー情報データ」のイメージ
<table>
<tr><th>株主名簿管理人</th><th>銘柄</th><th>株主 No.</th><th>参加者コード-実質株主管理番号</th></tr>
<tr><td rowspan="6">X</td><td rowspan="4">α</td><td rowspan="3">510</td><td>0000001-00010000051000</td></tr>
<tr><td>1100100-00003000000100</td></tr>
<tr><td>2200200-04000000000001</td></tr>
<tr><td>520</td><td>2200200-04000000000002</td></tr>
<tr><td rowspan="2">β</td><td>610</td><td>1100100-00003000000100</td></tr>
<tr><td>620</td><td>1100100-00003000000200</td></tr>
</table>

○　項目有無エラーや文字コード範囲エラー等のデータが判明した場合に当該データの提供元に対して機構が行うその旨の通知（以下「形式的エラー情報通知」という。）を受領した株主名簿管理人は、適宜修正を行い、当該修正データを機構に提供する。</td>
<td>※　一般株主については、あらかじめ株主名簿管理人において特別口座名義人見込み者として、特別口座の開設が予定される参加者のコード及び仮の実質株主管理番号を付番する。
　なお、付番された仮の実質株主管理番号は、振替制度において特別口座の加入者口座番号に読み替えることを予定しており、変更する場合の対応は事前に機構と協議する必要がある。
※　実質株主については、Unicode 変換及び振替制度外字の振替制度内字への変換に係る標準化のみを行う。

※　形式的エラー情報通知に基づきデータを再提供する場合は、原則、エラーに係るデータのみを提供するものとする。</td>
</tr>
</table>

項　目	内　容	備　考
（２）参加者における取扱い	○　参加者は、管理する顧客口座簿情報を基にあらかじめ標準化した顧客情報データを、2008 年 4 月末（以下「参加者通知基準日」という。）現在で作成のうえ、機構に提供する。 　形式的エラー情報通知を受領した参加者は、該当データについて適宜修正を行い、当該修正データを機構に提供する。	※　形式的エラー情報通知に基づきデータを再提供する場合は、原則、エラーに係るデータのみを提供するものとする。
（３）機構における取扱い	○　機構は、株主情報データ及び顧客情報データについて、項目有無エラーや文字コード範囲エラー等のデータを確認した場合に、当該データを提供した株主名簿管理人又は参加者に対して形式的エラー情報通知を行う。	
	○　機構は、各株主名簿管理人より受領した第 1 通知基準日現在の名寄せキー情報データ及び株主情報データを、実質株主管理番号をキーに統合し、「検証用データ１」を作成する。	※　実質株主管理番号をキーにすることにより銘柄横断の名寄せが可能となる。
	○　機構は、参加者から受領した顧客情報データ及び一般株主に関する情報データ（形式的エラー情報通知の通知対象となったものを除く。）を、加入者口座情報として登録し、加入者情報システムにより名寄せを行い「株主等通知用データ（プロトタイプ）」を作成する。	※　一般株主に関する情報データは株主名簿管理人から受領した株主情報データから一般株主に関する部分のみを抽出して作成する。
	○　機構は、「株主等通知用データ（プロトタイプ）」と上記で作成した「検証用データ１」を比較・照合し、不一致の部分についてはその要因を特定するとともに、加入者情報標準化要領等や名寄せ基準の見直しを必要に応じて実施し、株主名簿管理人及び参加者に通知する。	※　比較･照合の結果、異形字の取扱いの見直し等加入者情報システムの名寄せ機能のチューニングが必要な場合は合わせて実施する。

項　目	内　容	備　考
２．サイクル２ （2008 年 7 月～8 月）		
（１）株主名簿管理人における取扱い	○　株主名簿管理人は、2008 年 6 月末（以下「第２通知基準日」という。）現在の合算株主名簿に記載の株主情報を基に、名寄せキー情報データ及び株主情報データを作成のうえ、機構に提供する。なお、機構から形式的エラー情報通知を受領したときは、該当データについて適宜修正を行い、当該修正データを機構に提供する。	※　形式的エラー情報通知に基づきデータを再提供する場合は、原則、エラーに係るデータのみを提供するものとする。
（２）参加者における取扱い	○　機構において名寄せされた複数の加入者情報について住所等の内容の不一致が確認された場合に顧客口座簿の情報が更新されていない株主名簿管理人及び参加者に対し機構が行うその旨の通知（以下「実質的エラー情報通知」という。）を受領した参加者は、該当顧客に係る顧客口座簿の記載情報の更新に努める。	※　実質的エラー情報通知は、振替制度移行後の加入者情報更新済通知に相当する。
（３）機構における取扱い	○　機構は、株主情報データについて、項目有無エラーや文字コード範囲エラー等のデータを確認した場合に、当該データを提供した株主名簿管理人に対して形式的エラー情報通知を行う。	
	○　機構は、株主名簿管理人から受領する第２通知基準日現在の名寄せキー情報データ及び株主情報データを、実質株主管理番号をキーに統合し、「検証用データ２」を作成する。	
	○　機構は、「株主等通知用データ（プロトタイプ）」について、第２通知基準日現在の株主情報データにより更新を行う（一般株主に関する情報のみ）。当該更新済みのデータと「検証用データ２」とを比較・	※　サイクル 1 と同様、不一致のものについてはその要因を特定し、加入者情報標準化要領等や名寄せ基準の

項　目	内　容	備　考
	照合し、必要に応じて「株主等通知用データ（プロトタイプ）」に対し名寄せ実績を反映させ、本番データとしての「株主等通知用データ」を作成する。 ○　機構は、株主名簿管理人から受領する第２通知基準日現在の名寄せキー情報データを基に、実質株主管理番号と株主等照会コードの紐付け情報を株主名簿管理人に提供する（9 月上旬）。 ○　機構は、「検証用データ２」において名寄せされた複数の加入者情報について住所等の内容の不一致が確認された場合、顧客口座簿の情報が更新されていない参加者に対し、実質的エラー情報通知を行う。	見直しを必要に応じて実施し、株主名簿管理人及び参加者に通知する。 ※　この結果、第２通知基準日（6 月末現在）の株主に対し、株主等照会コードが割り当てられることとなる。
３．加入者情報システム先行稼働期　（2008 年 9 月初旬～12 月） （１）株主名簿管理人における取扱い	○　株主名簿管理人は、2008 年 9 月上旬に、第２通知基準日以降の一般株主情報に係る異動データ（「一般株主情報データ（差分一括提供分）」）を機構に提供し、その後は一般株主情報（加入者情報）の異動発生の都度、当該異動データを機構に提供する。	※　「異動データ」は「加入者情報データ（新規登録・変更・削除）」を指す。

項　目	内　容	備　考
	○　株主名簿管理人は、2008 年 9 月末（以下「第３通知基準日」という。）現在の合算株主名簿に記載の株主情報を基に、名寄せキー情報データを作成し、機構に提供する。	※　第３通知基準日については、第１及び第２通知基準日とは異なり、株主情報データの提供は不要。
（２）参加者における取扱い	○　参加者は、2008 年 9 月上旬に、参加者通知基準日以降の顧客情報に係る異動データ（「顧客情報データ（差分一括提供分）」）を機構に提供し、その後は顧客情報（加入者情報）の異動発生の都度、当該異動データを機構に提供する。	※　「異動データ」は「加入者情報データ（新規登録・変更・削除）」を指す。
	○　機構より加入者情報システムを通じて更新済通知を受領した参加者は、該当顧客に係る顧客口座簿の記載情報の更新に努める。	※　2009 年１月の保振制度における顧客口座簿から振替制度における振替口座簿への転記に際しては、参加者の顧客口座簿と機構の株主等通知用データの記載内容が一致している必要がある。
（３）機構における取扱い	○　機構は、2008 年 9 月上旬に株主名簿管理人及び参加者より受領したそれぞれの通知基準日以降の異動データ（「一般株主情報データ（差分一括提供分）」及び「顧客情報データ（差分一括提供分）」）により、加入者口座情報及び株主等通知用データの更新を行う。当該データの更新後は、振替制度移行後と同様に加入者情報システムを運用する。	
	○　機構は、株主名簿管理人から受領する第３通知基準日現在の名寄せキー情報データを基に、実質株主管理番号と株主等照会コードの紐付け情報を株主名簿管理人に提供する。	

以　　上

加入者情報に係るデータ整備に関する
Ｑ＆Ａ

（第１版）

2007 年 5 月

株式会社 証券保管振替機構

Ｑ＆Ａ　目次

項　目		ページ
１．データ整備全般		
	【１－１】「加入者情報に係るデータ整備」とは何ですか。何のために行うのでしょうか。	6
	【１－２】既存の顧客情報の標準化は必ず行わなければならないのでしょうか。	6
	【１－３】データ整備に先立って、参加者側のシステム（加入者情報関係の部分）は、株券電子化に向けた開発を終了している必要がありますか。	6
	【１－４】データ整備については、2008 年 3 月開始の総合テストの対象となっていますか（媒体を使っての事前確認テスト等が予定されていますか。）。	7
	【１－５】参加者通知基準日（2008 年 4 月末）の顧客情報データの提供を、計算会社又は代行会社に依頼することは可能でしょうか。	7
	【１－６】現在は保振制度の参加者ですが、振替制度では間接口座管理機関になる予定です。データ整備について、どのような対応が必要でしょうか。	7
２．提供対象となる顧客情報		
	【２－１】顧客情報データの提供対象となるのは、機構取扱株券等の預託を行っている顧客に限定されるのでしょうか。	8
	【２－２】顧客のために開設する証券取引口座に、機構取扱株券等の残高がない場合についても、顧客情報の提供対象になるのでしょうか。	8
	【２－３】株式ミニ投資及び株式累積投資については、自己保有分と顧客保有分（共有名義を含む）を顧客口においてそれぞれ一つの加入者口座として代表口座を開設することを想定しています。当該加入者口座も提供対象データとなるのでしょうか。	8
	【２－４】同一顧客が複数部店に口座（預り）を開設しているような場合、顧客情報はどのように提供すればよいのでしょうか。	8
	【２－５】「加入者情報に係るデータ整備（概要フロー）」によると、機構は株主名簿管理人から「株主情報データ」として実質株主分の情報も受領するとありますが、それならば参加者からは顧客情報データの提供は不要ではないでしょうか。	9

項　目		ﾍﾟｰｼﾞ
３．加入者情報の標準化		
（１）全般		
【３－１】	参加者における顧客情報データの標準化は、どのような作業内容を伴うものなのでしょうか。	9
【３－２】	参加者における顧客情報データの標準化に関連して、機構から作業支援ツールの提供はあるのでしょうか。	10
【３－３】	顧客情報に含まれる振替制度外字を振替制度内字に置き換える場合の注意点は何ですか。	10
【３－４】	顧客の氏名又は名称及び住所等に、振替制度内字に置換えができない振替制度外字が含まれる場合は、どのようにすればよいのでしょうか。	10
【３－５】	「振替制度外字の置換指針」に記載される振替制度外字の文字は、どのような範囲をカバーする予定ですか。	11
（２）「氏名又は名称」の取扱い		
【３－６】	法人名称と法人種別（株式会社等）の間にはスペースが必要でしょうか（登記上の社名にはスペースはありません。）。	11
【３－７】	構成員に法人が含まれる投資事業有限責任組合等の場合、代表者が法人となる場合がありますが、その場合の顧客情報データはどのように提供すべきですか。	11
【３－８】	共有者全員分の氏名を格納する際、並び順にルールはあるのでしょうか。	11
【３－９】	国内居住の外国人をカナにより氏名表記するときは、原則「全角スペースで区切られた最初の語句にファミリーネームを、最後の語句にファーストネームをセットする（ファミリーネーム△ミドルネーム△ファーストネーム）」との標準化ルールがありますが、現在の顧客情報でその順番がわからない場合はどうしたらよいでしょうか。　（△＝全角スペース）	12
（３）住所の取扱い		
【３－１０】	住所の登録で、「号」と「建物名」の間のスペースは必ずセットする必要があるのでしょうか。	12
【３－１１】	「建物名」と「部屋番号」は続けてセットしてよいのでしょうか。項目間にスペースはセットしなくてよいのでしょうか。	12
【３－１２】	非居住者の氏名又は名称及び住所は原則半角英数字ですが、英字表記が不明の場合は漢字をセットしても構いませんか。	13

項　目		ページ
【３－１３】	非居住者の住所は原則半角英数字ですが、「Taiwan△台北市～」のように全角文字と半角文字が混在していてもよろしいですか。	13
（４）代理人の取扱い		
【３－１４】	「常任代理人の氏名又は名称」項目については、“常任代理人”の文字列を別途記載する必要があるでしょうか。	13
【３－１５】	親権者、後見人などの登録をしている顧客情報があります。この場合、法定代理人欄を使用してデータ提供することになりますか。	14
【３－１６】	法人の「代表者の氏名」項目、「常任代理人の氏名又は名称」項目及び「法定代理人の氏名又は名称」項目においても、加入者の「氏名又は名称」項目同様に「姓」「名」間のスペースは、セットする必要があるのでしょうか。	14
（５）その他		
【３－１７】	顧客情報中の「外国人区分」の設定は、参加者にて行う必要があるのでしょうか。また、設定する場合、現に対象の顧客が保有する外国人保有制限銘柄に応じて業法ごとの区分を指定することで問題ないでしょうか。	14
【３－１８】	住所不明で連絡が取れない等の理由で生年月日が不明な顧客が存在する場合、加入者情報にはどのような生年月日をセットしたらよいのでしょうか。	15
【３－１９】	外国法人の東京支店名義での顧客口座がありますが、この場合の登録の方法を教えてください。	15
４．参加者通知基準日（2008 年 4 月末）の顧客情報データ		
【４－１】	参加者通知基準日（2008 年 4 月末）の顧客情報データのデータフォーマットはどのようなものになりますか。	16
【４－２】	参加者通知基準日（2008 年 4 月末）の顧客情報データの授受方式はどうなりますか。	16
【４－３】	参加者通知基準日（2008 年 4 月末）の顧客情報データの提供期限はいつになりますか。	16
【４－４】	参加者通知基準日（2008 年 4 月末）の顧客情報データは、厳密に 2008 年 4 月 30 日（水）の夜間バッチ終了後のデータを元に作成しないといけませんか。	16

項　目		ﾍﾟｰｼﾞ
	【４－５】 顧客情報データの提供後に訂正することは可能ですか。	17
	【４－６】 顧客情報データの作成基準日が 2008 年 4 月 30 日（水）となっていますが、2008 年 5 月 1 日（木）にコーポレートアクションが発生する場合のデータの反映については、どのように考えればよいですか。たとえば、2008 年 5 月 1 日に上場会社のＢ社が非上場会社であるＡ社を存続会社とする合併により上場廃止となる場合、Ｂ社株券のみを保有していた顧客の顧客情報データは提供する必要がありますか。	17
	【４－７】 加入者口座番号と実質株主管理番号は、同じ番号である必要がありますか。	17
	【４－８】 データ整備期間に機構に提供するデータについて、自社の顧客管理システムで管理していない項目はどのような設定にすればよいのですか。	18
	【４－９】 「氏名又は名称」又は「カナ氏名又はカナ名称」に桁あふれが生じた場合、データ整備期間中も書面による提示が必要となりますか。	18
	【４－１０】 参加者通知基準日（2008 年 4 月末）の顧客情報データ提供後、「加入者情報登録済通知データ」は通知されるのですか。	18
	【４－１１】 「形式的エラー情報通知」とはどのようなものですか。参加者にいつ頃通知されて、受けた参加者はどのように対応すればよいですか。	18
	【４－１２】 データ整備期間中、加入者情報Ｗｅｂ端末は利用できるのでしょうか。	19
５．機構における名寄せ処理		
	【５－１】 株主名簿管理人にて一般株主と名寄せされている顧客情報については、名寄せは維持されるのですか。	19
	【５－２】 「加入者情報に係るデータ整備の処理について」P.4 に、『機構は「株主等通知用データ（プロトタイプ）」と「検証用データ１」を比較・照合し、不一致の部分についてはその要因を特定する～』とありますが、参加者側に問合せがくることがあるのでしょうか。	20
	【５－３】 「実質的エラー情報通知」とはどのようなものですか。	20

項　目		ﾍﾟｰｼﾞ
６．加入者情報システム先行稼働以降（2008 年 9 月～）の対応		
【６－１】	2008 年 9 月上旬における顧客情報データの差分一括提供は、どのような方法で行うのですか。	20
【６－２】	『株券等の電子化に係る制度要綱【参考資料編】』の資料４８－２によると、「参加者通知基準日後の顧客情報の変更・新規分を機構へ通知」とありますが、2008 年 5 月から 2008 年 8 月までの期間で、ある顧客に対し複数回の変更が発生した場合は（例えば、住所変更を２回行った等）、変更が発生した回数分の変更情報を通知するのでしょうか。	21
【６－３】	参加者通知基準日（2008 年 4 月末）の顧客情報データにより機構に対して通知した顧客が、2008 年 8 月末までに、口座を解約した場合には、どのような取扱いとなりますか。	21
【６－４】	参加者通知基準日（2008 年 4 月末）の顧客情報データの提供から 2008 年 12 月末までの期間に市町村合併等が発生した場合、参加者側から異動分として顧客情報データを提供することになるのでしょうか。また、機構側で一括して「株主等通知用データ（プロトタイプ）」の住所を変更してもらえるのでしょうか。	21
【６－５】	顧客情報データ（差分一括提供分）提供後の、「2008 年 9 月中旬頃～2008 年 12 月末」の期間の加入者情報データの通知については、振替制度移行後と同様の取扱いとなりますか。	22
【６－６】	加入者情報システムの先行稼働中、加入者情報Ｗｅｂ端末の機能は全て利用できるのでしょうか。	22
【６－７】	2008 年 12 月初旬からの 2 週間（預託の特例期間）に預託する質権株式について、質権株式の株主に係る顧客情報データの通知はどのように行えばよいでしょうか。	22
【６－８】	2008 年 12 月初旬からの 2 週間（預託の特例期間）に顧客の同意を得ずに預託する株券について、顧客情報データの通知はいつ頃までに行えばよいでしょうか。	23
７．　その他		
【７－１】	住所地とは別に総会の招集通知の送付先（又は通信先）住所を指定していたという顧客がいるのですが、そのようなデータを機構経由で会社に通知することは可能でしょうか。	23

加入者情報に係るデータ整備に関するＱ＆Ａ

１．データ整備全般

【１－１】　「加入者情報に係るデータ整備」とは何ですか。
何のために行うのでしょうか。

現在、上場株式等の株主等の名寄せ業務は株主名簿管理人において銘柄ごとに行われておりますが、事務の効率化・省力化の観点から、振替制度下では機構が株主等の名寄せ業務を一元的に銘柄横断で行い、その名寄せ結果に基づいて総株主通知その他の業務処理を行います。なお、機構における名寄せの方式は自動マッチングによること及び機構と口座管理機関の間で授受する加入者情報は標準化された形式とすることが、当局を含めた関係当事者間において合意されております。

加入者情報に係るデータ整備（以下「データ整備」という。）とは、振替制度への移行のための事前準備作業として、参加者が管理する顧客情報（実質株主情報）と株主名簿管理人が管理している株主情報を、参加者及び株主名簿管理人それぞれにおいて機構の定める形式に標準化していただいた上で、機構にご提供いただくことをいいます。機構では、ご提供いただいた顧客情報及び株主情報を基に株主等通知用データを作成します。

※　データ整備のスケジュールについては、「加入者情報に係るデータ整備（概要フロー）」をご参照ください。

【１－２】 既存の顧客情報の標準化は必ず行わなければならないのでしょうか。

振替制度に円滑に移行するために、必ず行っていただく必要があります。なお、標準化の対象となる顧客の範囲については、【２－１】をご参照ください。

【１－３】 データ整備に先立って、参加者側のシステム（加入者情報関係の部分）は、株券電子化に向けた開発を終了している必要がありますか。

参加者においては、機構との顧客情報データの授受に先立って、遅くとも2008年4月末までには、授受データについての準備を行っていただく必要があります。

【１－４】 データ整備については、2008 年 3 月開始の総合テストの対象となっていますか（媒体を使っての事前確認テスト等が予定されていますか。）。

データ整備については総合テストの対象となっておりません。また、事前確認テストも予定しておりません。

なお、ご提供いただくデータにフォーマットのエラー等がある可能性もありますので、データ整備の過程においてご提供いただいた顧客情報データについてエラーがある場合には、個別に修正後のデータの再提供を依頼させていただく予定です。

【１－５】 参加者通知基準日（2008 年 4 月末）の顧客情報データの提供を、計算会社又は代行会社に依頼することは可能でしょうか。

計算会社又は代行会社に依頼することは差し支えありません。

なお、現行の保管振替制度におけるファイル伝送障害時の媒体授受時の運用と比較した場合、個人情報を含むデータのためにデータの暗号化などの取扱いが異なることになりますのでご注意ください。

【１－６】 現在は保振制度の参加者ですが、振替制度では間接口座管理機関になる予定です。データ整備について、どのような対応が必要でしょうか。

直接口座管理機関になる場合と同様に顧客情報の標準化を行っていただく必要があります。

なお、データ整備時の機構とのデータの授受は、振替制度移行後において上位機関となる他の参加者を経由せず、直接、機構との間で行っていただきます。ただし、直近上位機関となる口座管理機関の決定の時期により取扱いが異なる場合がありますので、間接口座管理機関になることを検討されている場合は、機構にあらかじめご相談ください。

２．提供対象となる顧客情報

【２－１】 顧客情報データの提供対象となるのは、機構取扱株券等の預託を行っている顧客に限定されるのでしょうか。

顧客情報データの提供対象となるのは、現に、機構の取扱株券等（上場株券、上場新株予約権付社債券、機構が取り扱う総額買取型新株予約権付社債券、上場投資証券、上場優先出資証券、上場受益証券（ＥＴＦ））を機構に預託している顧客のほか、機構の取扱株券等について参加者が保護預りを行っている顧客も対象となります。

【２－２】 顧客のために開設する証券取引口座に、機構取扱株券等の残高がない場合についても、顧客情報の提供対象になるのでしょうか。

顧客の証券取引口座に機構取扱株券等の残高がない場合には、当該顧客に係る顧客情報データのご提供は不要です。ただし、顧客情報データとしてご提供いただくことは差し支えありません。

【２－３】 株式ミニ投資及び株式累積投資については、自己保有分と顧客保有分（共有名義を含む）を顧客口においてそれぞれ一つの加入者口座として代表口座を開設することを想定しています。当該加入者口座も提供対象データとなるのでしょうか。

株式ミニ投資・株式累積投資に係る株式名義人（通常は、○○証券ミニ株投資口又は○○証券株式累積投資口）に係る顧客情報データをご提供いただきます。

【２－４】 同一顧客が複数部店に口座（預り）を開設しているような場合、顧客情報はどのように提供すればよいのでしょうか。

顧客情報データは実質株主管理番号ごとにご提供いただきます。貴社が、同一顧客であっても、口座ごとに異なる実質株主管理番号を付番している場合には、別々の顧客情報データとしてご提供いただく必要があります。

【２－５】 「加入者情報に係るデータ整備（概要フロー）」によると、機構は株主名簿管理人から「株主情報データ」として実質株主分の情報も受領するとありますが、それならば参加者からは顧客情報データの提供は不要ではないでしょうか。

顧客情報データのご提供は必要となります。

機構は、振替制度下では口座管理機関から加入者情報データのご提供を受け、それに基づき株主等通知用データを更新することとなります。データ整備においても同様に、参加者からご提供される顧客情報データ及び株主名簿管理人から提供される一般株主に関する株主情報データをもとに株主等通知用データを構築いたしますので、参加者からの顧客情報データのご提供は必要です。

なお、データ整備のプロセスのなかで、株主名簿管理人からご提供いただく実質株主に関する株主情報データは、各参加者からご提供いただいた顧客情報データに基づいて機構が行う名寄せ結果について、株主名簿管理人における名寄せ結果との検証を行うため等に利用することを想定しています。

３．加入者情報の標準化

（１）全般

【３－１】 参加者における顧客情報データの標準化は、どのような作業内容を伴うものなのでしょうか。

各参加者において管理されている既存の顧客情報の形式が、機構の定める「加入者情報標準化要領」等（注）とどの程度乖離しているか、また、標準化への対応にどの程度の作業量となるか、といった事情は各社各様と認識しておりますので、あくまでも各社のご判断で作業を行っていただく必要があります。

なお、比較的どの参加者においても対応が必要であって、かつ、ある程度の作業量となることが見込まれる事項としましては、①顧客情報中の振替制度外字の振替制度内字への置換、及び②顧客の氏名や住所の表記の形式の修正が挙げられます。

（注） 「加入者情報標準化要領」等とは、「株主通知関係データ接続仕様書（機構加入者用）（第1.1版）の別紙２」、「システム概説書（第1.1版）217～222頁」及び「加入者情報に係るデータ整備に関するＱ＆Ａ（第１版）（本書）」を指します（以下同じ。）。

【３－２】 参加者における顧客情報データの標準化に関連して、機構から作業支援ツールの提供はあるのでしょうか。

機構では、振替制度外字から振替制度内字への文字置換の参考資料として「振替制度外字の置換指針（仮称、以下同じ。）」を作成し、公表することを予定しています（2007 年夏以降公表予定。）。

【３－３】 顧客情報に含まれる振替制度外字を振替制度内字に置き換える場合の注意点は何ですか。

口座管理機関は、口座管理機関加入者からの届出の内容等に機構の定める振替制度外字が含まれる場合には、あらかじめ当該口座管理機関加入者の同意を得て、当該振替制度外字を振替制度内字に置き換える必要があります（※）。

データ整備においては、振替制度外字の振替制度内字への置換えに係る顧客の同意は、遅くとも、株主通知システムが先行稼働する 2008 年 10 月までに得ていただく必要がありますが、具体的な顧客からの同意の取得に関する手続き等の詳細については、今後、関係者において必要な検討を行ってまいります。

※ 「株券等の電子化に係る制度要綱【参考資料編】の資料５－１ ５頁」参照

【３－４】 顧客の氏名又は名称及び住所等に、振替制度内字に置換えができない振替制度外字が含まれる場合は、どのようにすればよいのでしょうか。

顧客の氏名又は名称に振替制度外字が含まれ、振替制度内字に置換え可能な文字が存在しない場合は、当該氏名又は名称のすべてを「全角カナ」に、顧客の住所に制度外字が含まれ、振替制度内字に置換え可能な文字が存在しない場合は、該当する文字のみ「全角カナ」に置き換えてご提供いただくことになります。

【３－５】 「振替制度外字の置換指針」に記載される振替制度外字の文字は、どのような範囲をカバーする予定ですか。

現在、株主名簿管理人各社が株主名簿において使用している文字のうち、名寄せの精度を上げるために文字変換の対象としている振替制度外字を対象とし、英字、記号及び数字については除外することを予定しています。

（２）「氏名又は名称」の取扱い

【３－６】 法人名称と法人種別（株式会社等）の間にはスペースが必要でしょうか（登記上の社名にはスペースはありません。）。

登記上の記載に従っていただき、スペースを設定する必要はありません。
※　接続仕様書 1.1 版では、法人名称と法人種別の間のスペースは「セット要」としておりましたが、「セット不要」へ変更しました。

【３－７】 構成員に法人が含まれる投資事業有限責任組合等の場合、代表者が法人となる場合がありますが、その場合の顧客情報データはどのように提供すべきですか。

顧客情報データの「代表者の氏名」項目に「〇〇株式会社△代表取締役社長△保振△太郎」のように格納をしてください。「代表者のカナ氏名」項目についても同様です。
（△＝全角スペース）

【３－８】 共有者全員分の氏名を格納する際、並び順にルールはあるのでしょうか。

共有代表者を先頭に、その他の共有者は口座開設時の確認書類等に記載の氏名順で格納いただき、共有者の氏名又は名称の間は、スペース２桁で区切ってください。
※一般に区切りは、スペース１桁をセットしますが、共有者の氏名又は名称については、唯一の例外としてスペース２桁をセットします。

【３－９】 国内居住の外国人をカナにより氏名表記するときは、原則「全角スペースで区切られた最初の語句にファミリーネームを、最後の語句にファーストネームをセットする（ファミリーネーム△ミドルネーム△ファーストネーム）」との標準化ルールがありますが、現在の顧客情報でその順番がわからない場合はどうしたらよいでしょうか。（△＝全角スペース）

現在管理されている顧客情報上で区別がつかない場合は管理されている順番で顧客情報データをご提供いただいて結構です（ただし、名寄せされないリスクはあります。）。

なお、2008 年 9 月の加入者情報システム先行稼働後に加入者情報データの新規登録・変更等の通知を随時行う場合には、顧客（加入者）からの届出の受領に際して、必要な確認を行うなどして、「加入者情報標準化要領」等に準拠いただくことが必要となります。

（３）住所の取扱い

【３－１０】 住所の登録で、「号」と「建物名」の間のスペースは必ずセットする必要があるのでしょうか。

参加者通知基準日（2008 年 4 月末）の顧客情報データ及び 2008 年 9 月上旬にご提供いただく顧客情報データ（差分一括提供分）については、可能な限りスペースのセットをお願いいたします。

なお、2008 年 9 月の加入者情報システム先行稼働後に加入者情報データの新規登録・変更等の通知を随時行う場合には、顧客（加入者）からの届出の受領に際して、必要な確認を行うなどして、「加入者情報標準化要領」等に準拠いただくことが必要となります。

【３－１１】 「建物名」と「部屋番号」は続けてセットしてよいのでしょうか。項目間にスペースはセットしなくてよいのでしょうか。

続けてセットしても、間にスペースをセットしてもどちらでも結構です。

【３－１２】 非居住者の氏名又は名称及び住所は原則半角英数字ですが、英字表記が不明の場合は漢字をセットしても構いませんか。

原則、半角英数字のセットとなりますが、英字表記が不明の場合は漢字をセットしていただくことも可能です。

【３－１３】 非居住者の住所は原則半角英数字ですが、「Taiwan△台北市～」のように全角文字と半角文字が混在していてもよろしいですか。

全角文字と半角文字の混在は不可です。「氏名又は名称」「住所」等の Unicode 項目については、１項目内全てを「半角もしくは全角」に統一していただきますようお願いいたします。ご質問の例ですと「Ｔａｉｗａｎ△台北市～」と全角表記にしていただければ結構です。

なお、氏名又は名称及び住所等における区切りについては、非居住者でも全角文字表記の場合は居住者同様、全角スペースを使用します（非居住者で半角英字表記の場合は、半角スペースを使用します。）。

（４）代理人の取扱い

【３－１４】 「常任代理人の氏名又は名称」項目については、“常任代理人”の文字列を別途記載する必要があるでしょうか。

「常任代理人の氏名又は名称」項目に登録可能な代理人等の種別は「常任代理人」に限定します。当項目の代理人種別については、誤入力を防止する観点から”常任代理人”の文字列の記載を不可としています。

なお、「法定代理人の氏名又は名称」項目については、登録する代理人等の種別が複数あることから代理人種別の記載を必須としています。

（別紙３「代理人等の登録に関する取扱い」参照）

【３－１５】 親権者、後見人などの登録をしている顧客情報があります。この場合、法定代理人欄を使用してデータ提供することになりますか。

法定代理人欄を使用していただくことになります。なお、法定代理人欄にはご質問の「親権者」、「後見人」等の「法定代理人」の他、「財産管理人」、「遺言執行者」、「管財人」、「破産管財人」及び「保全管理人」等の代理人等の種別の登録を行っていただきます。加入者情報の法定代理人欄では、それら代理人等の種別を「法定代理人の氏名又は名称」項目の冒頭にセットし、続けてスペース１桁をセットしたうえで代理人等の氏名等を記載するものとしています。（別紙３「代理人等の登録に関する取扱い」参照）

【３－１６】 法人の「代表者の氏名」項目、「常任代理人の氏名又は名称」項目及び「法定代理人の氏名又は名称」項目においても、加入者の「氏名又は名称」項目同様に「姓」「名」間のスペースは、セットする必要があるのでしょうか。

スペースのセットが原則ですが、既存の顧客情報において「姓」と「名」を連続して管理しており、スペースを追加することが困難な事情がある場合には、既存の顧客情報に基づいて、機構への提供を行うことでも差し支えありません。ただし、共有の場合の共有代表者の氏名における「姓」と「名」間の区切りについては、氏名又は名称の一部を指定した情報提供請求の検索の精度を維持するため、スペースのセットが必要です。

なお、2008 年 9 月の加入者情報システム先行稼働後に加入者情報データの新規登録・変更等の通知を随時行う場合には、顧客（加入者）からの届出の受領に際して、必要な確認を行うなどして、「加入者情報標準化要領」等に準拠いただくことが必要となります。

（５）その他

【３－１７】 顧客情報中の「外国人区分」の設定は、参加者にて行う必要があるのでしょうか。また、設定する場合、現に対象の顧客が保有する外国人保有制限銘柄に応じて業法ごとの区分を指定することで問題ないでしょうか。

外国人である旨の通知は、顧客からの届出内容に基づいて参加者が各業法で規定する外国人であると認識している場合にご通知いただきます。通知基準日時点で、顧客からの届出内容からは外国人であると判断できない場合には、「外国人でない」旨の顧客情報データとしてご提供ください。

外国人である旨の通知は、顧客が外国人保有制限銘柄を保有しているか否かにかかわら

ず、すべての業法について行っていただきますのでご注意ください。

また、機構では、株主名簿管理人において外国人であると判定された顧客については、その旨を 2008 年 8 月頃に参加者に対して「実質的エラー情報通知（振替制度移行後の「加入者情報更新済通知」に該当。後述の【５－３】参照)」として通知することを予定しています。

【３－１８】 住所不明で連絡が取れない等の理由で生年月日が不明な顧客が存在する場合、加入者情報にはどのような生年月日をセットしたらよいのでしょうか。

データ提供時点において生年月日が不明な場合は当該項目にスペースをセットしてください。

【３－１９】 外国法人の東京支店名義での顧客口座がありますが、この場合の登録の方法を教えてください。

外国法人については、非居住区分上は非居住者とし、また、非居住者は、「氏名又は名称」、「住所」及び「代表者の役職」の各項目については、加入者の届出に基づいて半角英数字とすることを原則としています（「システム概説書（第 1.1 版)」217～222 頁参照)。これは、外国法人の場合は外国の住所が届けられることを前提としているためです。これに対し、ご照会の外国法人の東京支店等の名義の顧客口座の場合は、属性は外国法人ではありますが、届出住所は国内の支店所在地を、その代表者は日本における代表者を届ける取扱い方法が現在定着していることを考慮して、次の登録方法による登録を可能といたします。

対象法人	会社法第 933 条に規定する外国会社の登記を行っている外国法人
名称	全角日本語　　（例）○○銀行東京支店
カナ名称	全角カナ　　（例）○○ギンコウトウキョウシテン
住所	外国会社の登記において登記されている国内住所 （例）東京都○○区***
代表者の役職	外国会社の登記における役職名 （例）日本における代表者
代表者の氏名	外国会社の登記において日本における代表者の氏名として登記されている氏名
個人・法人区分	法人
外国人区分	外国人
非居住区分	居住者

４．参加者通知基準日（2008 年 4 月末）の顧客情報データ

【４－１】 参加者通知基準日（2008 年 4 月末）の顧客情報データのデータフォーマットはどのようなものになりますか。

接続仕様書記載の「加入者情報データ（新規登録）」と同一フォーマットです。
「ヘッダレコード＋基本レコード＋（拡張レコード）＋機構加入者トータルレコード＋エンドレコード」にてご提供願います。 詳細は接続仕様書「株主通知関係データ接続仕様書（機構加入者用）」第 1.1 版の「Ⅱ-28」以降の頁をご覧ください。

【４－２】 参加者通知基準日（2008 年 4 月末）の顧客情報データの授受方式はどうなりますか。

「ＣＤ－Ｒ」又は「ＤＶＤ－Ｒ」による媒体にてご提供いただくことを想定しています。その場合は暗号化ソフトでの暗号化（パスワード付加）が必要となります。
なお、暗号化ソフトは日立（日立ソフト）製の「秘文」とする予定です。

【４－３】 参加者通知基準日（2008 年 4 月末）の顧客情報データの提供期限はいつになりますか。

2008 年 5 月中～下旬（日程未定）に媒体（【４－２】参照）で機構にご提供いただくことを予定しています。

【４－４】 参加者通知基準日（2008 年 4 月末）の顧客情報データは、厳密に 2008 年 4 月 30 日（水）の夜間バッチ終了後のデータを元に作成しないといけませんか。

原則、2008 年 4 月 30 日現在の顧客情報をご提供していただきますが、どの基準をもって 2008 年 4 月 30 日現在とするかは、各参加者において判断してください（ただし、2008 年 9 月に顧客情報データの異動データを一括提供いただく際には、2008 年 4 月末基準データ提供時以降の異動分を正しくご提供していただく必要があります。）。
なお、顧客情報データとしてご提供いただく「加入者情報データ（新規登録）」の「作成基準日」の項目には一律に「080430」をセットしてください。また、「作成日」には実際に

顧客情報データを作成した日をセットしてください。

【４－５】 顧客情報データの提供後に訂正することは可能ですか。

提供期限前の場合には、機構にご連絡をいただいた上で、全件の再提供をしていただきます。提供期限後の場合には、別途ご相談の上、機構から訂正方法について指定させていただきます。

【４－６】顧客情報データの作成基準日が 2008 年 4 月 30 日（水）となっていますが、2008 年 5 月 1 日（木）にコーポレートアクションが発生する場合のデータの反映については、どのように考えればよいですか。たとえば、2008 年 5 月 1 日に上場会社のＢ社が非上場会社であるＡ社を存続会社とする合併により上場廃止となる場合、Ｂ社株券のみを保有していた顧客の顧客情報データは提供する必要がありますか。

2008 年 4 月 30 日において、Ｂ社株券のみを保有している顧客に係る顧客情報データについては、ご提供いただく必要はありません（当該顧客の顧客情報データをご提供いただいても差し支えありません。【２－２】参照）。

【４－７】 加入者口座番号と実質株主管理番号は、同じ番号である必要がありますか。

データ整備では、機構が株主名簿管理人から提供を受ける実質株主管理番号との関連付けを維持するため、参加者は、データ整備に際して付番する 14 桁の加入者口座番号については、該当顧客の実質株主管理番号をそのまま割り当てていただく必要があります。

【４－８】 データ整備期間に機構に提供するデータについて、自社の顧客管理システムで管理していない項目はどのような設定にすればよいのですか。

「配当金振込指定方式」等の項目が該当すると思われますが、データ提供時に参加者側の顧客管理システムで管理していない項目については、「指定なし」（上記項目においては「0」）としてください。

【４－９】 「氏名又は名称」又は「カナ氏名又はカナ名称」に桁あふれが生じた場合、データ整備期間中も書面による提示が必要となりますか。

「氏名又は名称」又は「カナ氏名又はカナ名称」に桁あふれが生じる場合は、当該顧客の「参加者コード、実質株主管理番号、フル表示の氏名又は名称及びカナ氏名又はカナ名称」を記載した書面をデータ提供時に機構にあわせてご提供ください。

【４－１０】 参加者通知基準日（2008 年 4 月末）の顧客情報データ提供後、「加入者情報登録済通知データ」は通知されるのですか。

「加入者情報登録済通知データ」は通知されませんが、エラーがあって登録されなかったデータについては、「形式的エラー情報通知（振替制度移行後の「加入者情報エラー通知データ」に該当。後述の【４－１１】参照)」が通知されます。

【４－１１】 「形式的エラー情報通知」とはどのようなものですか。参加者にいつ頃通知されて、受けた参加者はどのように対応すればよいですか。

ご提供いただく顧客情報データについて、下記表のチェックを行った結果のエラー通知のデータです。当データを受領した参加者は、参加者通知基準日（2008 年 4 月末）の顧客情報データを修正後、機構に再提供していただきます。通知時期は 2008 年 6 月頃を想定しています。

また、データフォーマットについては、接続仕様書に記載の「加入者情報エラー通知データ」と同様です。授受は「ＣＤ－Ｒ」「ＤＶＤ－Ｒ」等の媒体を予定しています。

＜「形式的エラー情報通知」のチェック内容＞

チェック内容としては以下の項目を想定しています。(今後変更される可能性があります)

簡易チェック	(「株主関係通知ﾃﾞｰﾀ接続仕様書(機構加入者用)第1.1版「Ⅱ-45」以降を参照)
項目有無エラー	設定必須項目に情報が設定されていない場合
フォーマットエラー	定義されている項目属性と異なる情報が設定されている場合
文字コード範囲エラー	機構で定めている制度内字に該当しない文字が設定されている場合
論理エラー	・定義されているコードと異なる情報が設定されている場合 ・非居住者の属性であるにもかかわらず住所コード化不可区分に「1：住所コード化可」が設定されているような場合

【４－１２】 データ整備期間中、加入者情報Ｗｅｂ端末は利用できるのでしょうか。

2008 年 9 月上旬から利用可能となります。利用可能機能については後述の【６－６】を参照ください。

５．機構における名寄せ処理

【５－１】 株主名簿管理人にて一般株主と名寄せされている顧客情報については、名寄せは維持されるのですか。

機構におけるデータ整備期の名寄せについては、2008 年 2 月末基準及び 6 月末基準で株主名簿管理人からご提供を受ける「名寄せキー情報データ」をベースに行いますので、株主名簿管理人からご提供を受ける一般株主情報と、参加者からご提供を受ける顧客情報（実質株主情報）との間の名寄せは、原則として維持します（複数参加者の顧客情報が名寄せされている場合も同様に名寄せを維持します。)。

【５－２】 「加入者情報に係るデータ整備の処理について」P.4 に、『機構は「株主等通知用データ（プロトタイプ）」と「検証用データ１」を比較・照合し、不一致の部分についてはその要因を特定する～』とありますが、参加者側に問合せがくることがあるのでしょうか。

今後の検討課題ですが、株主名簿管理人から受領した実質株主情報と、参加者から受領した顧客情報との差異があって、機構で判断できない場合は、顧客情報データをご提供いただいた参加者にデータ内容の確認をさせていただくことを想定しております。

【５－３】 「実質的エラー情報通知」とはどのようなものですか。

「実質的エラー情報通知」は、機構が、株主等通知用データに登録された内容と異なる内容の顧客情報データを通知した参加者に対して、その差異に係る情報を提供する目的のものです（2008 年 8 月に提供予定)。「実質的エラー情報通知」を機構から受領した参加者は、振替制度移行後の振替口座簿として管理する予定の顧客情報を更新する必要があります。

なお、「実質的エラー情報通知」のデータフォーマットは、接続仕様書に記載の「加入者情報更新済通知」と同一となります。また、「ＣＤ－Ｒ」「ＤＶＤ－Ｒ」等の媒体による授受を予定しています。

６．加入者情報システム先行稼働以降（2008年9月～）の対応

【６－１】 2008 年 9 月上旬における顧客情報データの差分一括提供は、どのような方法で行うのですか。

授受方法は「ＣＤ－Ｒ」「ＤＶＤ－Ｒ」等の媒体による授受を予定しています。授受日程については、今後の検討事項です。

【６－２】 『株券等の電子化に係る制度要綱【参考資料編】』の資料４８－２によると、「参加者通知基準日後の顧客情報の変更・新規分を機構へ通知」とありますが、2008 年 5 月から 2008 年 8 月までの期間で、ある顧客に対し複数回の変更が発生した場合は（例えば、住所変更を２回行った等）、変更が発生した回数分の変更情報を通知するのでしょうか。

同一顧客について複数回の変更が生じている場合であっても、参加者通知基準日（2008 年 4 月末）からの差分の最新情報を１回の「加入者情報データ（変更）」としてご提供いただければ結構です。「加入者情報データ（変更）」のデータフォーマットは、接続仕様書に記載のものと同一となります。

【６－３】 参加者通知基準日（2008 年 4 月末）の顧客情報データにより機構に対して通知した顧客が、2008 年 8 月末までに、口座を解約した場合には、どのような取扱いとなりますか。

2008 年 9 月上旬の顧客情報データ（差分一括提供分）のご提供に際して、顧客の口座を解約した旨を「加入者情報データ（削除）」としてご提供いただく必要があります。「加入者情報データ（削除）」のデータフォーマットは接続仕様書に記載のものと同一となります。

【６－４】 参加者通知基準日（2008 年 4 月末）の顧客情報データの提供から 2008 年 12 月末までの期間に市町村合併等が発生した場合、参加者側から異動分として顧客情報データを提供することになるのでしょうか。また、機構側で一括して「株主等通知用データ（プロトタイプ）」の住所を変更してもらえるのでしょうか。

振替制度移行前（～2008 年 12 月末）において市町村合併等が生じた場合の取扱いについては、今後の検討を予定しています。

なお、2009 年 1 月以降の市町村合併等については、機構にて株主等通知用データの「町・字コード」の一括変換を随時行う予定です。参加者においても、振替制度移行後における取扱いと同様に、機構側で一括変換するか否かにかかわらず、その顧客からの届出等により顧客の住所を更新したとき（届出によらずに更新した場合を含む。）は、「加入者情報データ（変更）」をご提供いただく必要があります。

【６－５】 顧客情報データ（差分一括提供分）提供後の、「2008 年 9 月中旬頃～2008 年 12 月末」の期間の加入者情報データの通知については、振替制度移行後と同様の取扱いとなりますか。

ご認識のとおりです。

原則として、新たに顧客の口座を開設したときは、初めて顧客の口座に機構の取扱株券等の預託を受けた日の翌営業日から起算して５営業日目の日までに、顧客から住所変更等の届出を受けたときは、当該届出を受けた日の翌営業日から起算して５営業日目の日までに、それぞれ「加入者情報データ（新規登録）」又は「加入者情報データ（変更）」として、顧客情報データをご提供いただきます。

なお、権利確定日等が到来する場合等についても、振替制度移行後に準じて取り扱うことになりますので、ご注意ください。

【６－６】 加入者情報システムの先行稼働中、加入者情報Ｗｅｂ端末の機能は全て利用できるのでしょうか。

2008 年 9 月以降、次の機能についてご提供する予定です。

○ 加入者情報の新規登録・変更・削除
○ 加入者情報の照会（自社の顧客に係るものに限る。）
○ ユーザー管理
○ 端末操作履歴

【６－７】 2008 年 12 月初旬からの 2 週間（預託の特例期間）に預託する質権株式について、質権株式の株主に係る顧客情報データの通知はどのように行えばよいでしょうか。

事前確認済株券情報登録システムを利用する場合等であって、事前に質権株式の株主に参加者が付番する実質株主管理番号等が把握されている場合には、顧客情報データの通知は、参加者通知基準日（2008 年 4 月末）の顧客情報データのご提供のときから行っていただいても差し支えありません。

なお、預託の特例期間の末日後に到来する最初の権利確定日等の前営業日までに、顧客情報データの通知を完了していただく必要がありますのでご注意ください。

【６－８】 2008 年 12 月初旬からの 2 週間（預託の特例期間）に顧客の同意を得ずに預託する株券について、顧客情報データの通知はいつ頃までに行えばよいでしょうか。

預託の特例期間の末日後に到来する最初の権利確定日等の前営業日までに、顧客情報データの通知を完了していただく必要がありますのでご注意ください。

なお、顧客情報データの通知は、参加者通知基準日（2008年4月末）の顧客情報データのご提供のときに行っていただいても差し支えありません。

７． その他

【７－１】 住所地とは別に総会の招集通知の送付先（又は通信先）住所を指定していたという顧客がいるのですが、そのようなデータを機構経由で会社に通知することは可能でしょうか。

「送付先（通信先）指定」に関する会社への届出については、振替制度を通じた取次ぎの対象とはなっておりませんので、データ整備においても顧客情報データとしてご提供いただく対象となりません（振替制度移行後を含めて、住所以外の場所で会社からの通知又は催告を受けようとする場合には、直接、会社又は株主名簿管理人にお問合せください。）。

以　上

振替制度外字の置換指針（仮称） サンプル

別紙１

■ 置換指針（PDFイメージ）

（画数順表示）

通番	異形字（変換対象文字）(FROM)				親字（変換後文字）(TO)		
	文字 ﾌｫﾝﾄ	Unicode S-JIS	JIS 水準	部首 読み 音／訓読み	MS明朝 ﾌｫﾝﾄ	Unicode S-JIS	JIS 水準
【４画】							
1	刃	4E12 F043	4	一 チュウ／うし	丑	4E11 894E	1
【６画】							
1	𠂤	3402 87A1	3	一 キ／よろこぶ	喜	559C 8AEC	1
【７画】							
1	坤	2127B	4	土 サイ・スイ／そね	埣	57E3 9AC1	2
2	宜	519D 87D2	3	宀 ギ／むべ・よい・よろしい	宜	5B9C 8B58	1
3	廹	5EF9 EAAE	3	廴 ハク・ヒャク／せまる	迫	8FEB 9497	1
【９画】							
1	昰	6630 EB53	3	日 ゼ・カ	是	662F 90A5	1

Unicode、S-JISの文字コード及びJIS水準について設定できない場合は、空白とします。

統一文字集合（※）に含まれる文字（振替制度内字）を、親字の対象とします。

（※）JIS第１水準・第２水準漢字に人名用漢字107文字を加えた文字集合。

■ 置換指針（CSVイメージ）

異形字		親字	
Unicode	S-JIS	Unicode	S-JIS

```
"2127B" ,  "" ,  "57E3" ,  "9AC1"
"3402" , "87A1" ,  "559C" ,  "8AEC"
"4E12" , "F043" ,  "4E11" ,  "894E"
"519D" , "87D2" ,  "5B9C" ,  "8B58"
"5EF9" , "EAAE" ,  "8FEB" ,  "9497"
"6630" , "EB53" ,  "662F" ,  "90A5"
```

CSVファイルに格納される部分

＊上記ＰＤＦサンプルのＣＳＶ版です。異形字のUnicode順に格納します。

（置換指針作成についての補足）

① 合成文字（㈱、（財）等）、記号、英字及び数字については、対象外とする予定です。

② 異形字、親字の文字フォントについては、原則としてUnicode対応のフォントを使用する予定です。

③ ＰＤＦについては、画数順、部首順及び読み仮名順での検索を可能とすることを予定しています。

別紙２

加入者情報標準化要領の追加及びデータ整備における特例について

1．加入者情報標準化要領の記載内容の追加

「加入者情報標準化要領（株主通知関係データ接続仕様書（機構加入者用）第 1.1 版　別紙 2）」については、以下のとおり記載内容の追加を行う。

当該追加する内容については、当該接続仕様書の次回改版時に反映する予定である。

<table>
<tr><th>項　　目</th><th>追　加　す　る　内　容</th></tr>
<tr><td>共有名義における共有代表者の資格に係る取扱い</td><td>共有代表者が、「共有相続人代表」及び「共有者代表」等の資格を有する場合は、下記例のとおり「代表者の役職」項目に記録するものとする。

<table><tr><th>氏名又は名称</th><th>代表者の役職</th><th>代表者の氏名</th></tr><tr><td>保振△太郎△△茅場△二郎△△兜△三郎・・・</td><td><u>共有相続人代表、共有者代表等</u></td><td>保振△太郎</td></tr></table>（△はスペースを表す。以下同様。）</td></tr>
<tr><td>共有名義における共有者全員の属性を表わす文言の取扱い</td><td>共有者氏名に共有者全員の属性を表わす文言等が含まれている場合は、下記例のとおりその文言も含めて標準化するものとする。

「故保振花子共有相続人△△保振△太郎△△茅場△二郎」</td></tr>
</table>

<table>
<tr><th>項　　目</th><th>追　加　す　る　内　容</th></tr>
<tr><td>法人の代表者が法人である場合の取扱い</td><td>構成員に法人が含まれる投資事業有限責任組合等で、代表者自身が法人の場合、「代表者の氏名」項目に下記例のとおり代表者である「法人の名称」、該当法人の「代表者の役職名」及び「代表者の氏名」を、この順で記載し、それぞれの項目の間に区切りとして全角スペース１桁を設定する。

<table><tr><th>氏名又は名称</th><th>代表者の役職</th><th>代表者の氏名</th></tr><tr><td>兜投資事業有限責任組合</td><td>業務執行組合員</td><td>株式会社兜興産△代表取締役社長△保振△太郎</td></tr></table>
また、「代表者のカナ氏名」項目も同様に下記例のとおりとする。

カブシキガイシャカブトコウサン△ダイヒョウトリシマリヤクシャチョウ△ホフリ△タロウ</td></tr>
<tr><td>代理人等の種別の登録の取扱い</td><td>別紙３「代理人等の登録に関する取扱い」に記載のとおりとする。</td></tr>
</table>

２．データ整備における特例的扱い

参加者及び株主名簿管理人におけるデータ整備の負担を軽減するため、加入者情報標準化要領（上記「1．加入者情報標準化要領の記載内容の追加」の内容を含む。）の記載内容にかかわらず、制度移行前の加入者情報のデータ整備においては、以下のとおり特例的に扱うものとする。

当該特例 … 情報標準化要領

補助住所 … 扱い		…な
法人の代 …		…な … 代表 … つい
代理人等 … 合の代表者	全角スペース１桁を設定する。 また、「常任代理人の代表者等の氏名」及び「法定代理人の代表者等の氏名」項目における代表者等の	…な … い。

（本頁削除）

項　目	加入者情報標準化要領の記載内容	データ整備における特例的扱い
	氏名の姓名間についても同様とする。	
代理人等の		

（本頁削除）

別紙３

代理人等の登録に関する取扱い

<table>
<tr><th>加入者情報ｼｽﾃﾑ
項目名</th><th colspan="2">該当する代理人等の種別</th><th>「常任代理人の氏名又は名称」及び「法定代理人の氏名又は名称」項目の記載例（△は全角スペースを表す）</th></tr>
<tr><td>常任代理人の
氏名又は名称</td><td colspan="2">常任代理人</td><td>株式会社日本橋銀行
（「常任代理人△」の文字列は記載不可）</td></tr>
<tr><td rowspan="12">法定代理人の
氏名又は名称</td><td colspan="3">常任代理人以外の代理人等</td></tr>
<tr><td rowspan="11">（例）</td><td>親権者</td><td>親権者△保振△太郎△親権者△保振△花子（父母による共同代理の場合）
親権者△保振△太郎（親権者が１名の場合）</td></tr>
<tr><td>未成年後見人</td><td>未成年後見人△保振△太郎</td></tr>
<tr><td>成年後見人</td><td>成年後見人△弁護士△保振△太郎</td></tr>
<tr><td>任意後見人</td><td>任意後見人△保振△太郎</td></tr>
<tr><td>保佐人</td><td>保佐人△保振△太郎</td></tr>
<tr><td>補助人</td><td>補助人△保振△太郎</td></tr>
<tr><td>財産管理人</td><td>財産管理人△保振△太郎</td></tr>
<tr><td>遺言執行者</td><td>遺言執行者△茅場町商事株式会社</td></tr>
<tr><td>管財人</td><td>管財人△茅場町商事株式会社</td></tr>
<tr><td>破産管財人</td><td>破産管財人△茅場町商事株式会社</td></tr>
<tr><td>保全管理人</td><td>保全管理人△茅場町商事株式会社</td></tr>
</table>

・「常任代理人の氏名又は名称」項目には、常任代理人のみの登録を可能とし、他の代理人等の登録を不可とする。
・「法定代理人の氏名又は名称」項目には、登録する代理人等の種別として上記の例が想定されるが、上記例以外の代理人等の種別の登録も可とする。
　なお、登録の際は、代理人等の種別の直後にスペース１桁（△）を設定するものとする。
・加入者情報に係るデータ整備時及び振替制度移行後とも、本取扱いを適用するものとする。

「株主通知関係データ接続仕様書（機構加入者用）第1.1版」別紙２を抜粋の上、当説明会用に一部を編集

参考

加入者情報標準化要領

１．共通事項

（１） 加入者の属性における区分の定義は下表のとおりとする。

区分	区分定義内容
内国自然人	国内に居住する自然人をいう(国籍は問わない。)。
内国法人	国内で設立された法人、法人格のない団体の名義により加入者の口座が国内で開設されている場合であって、当該団体の名義により加入者情報の通知を行うことが適当であると認められる場合の当該団体又は国内で信託業を営む機構加入者が信託財産名義の届出を行う旨の申出を行った場合の当該信託財産の名義をいう(設立根拠が日本法である法人)。
外国自然人	国外に居住する自然人をいう(国籍は問わない。)。
外国法人	国外で設立された法人(名義貸、ＡＤＲ等を含む。)をいう(内国法人以外)。

（２） 氏名又は名称や住所等の漢字又はカナを含む項目の属性は、UTF-16として「N(U)」と表記する。

（３） N(U)属性項目について、全角文字、全角カナで入力する項目は全て左詰めとし、余りは全角スペースとする。セットしない場合は、全桁全角スペースとする。

（４） N(U)属性項目について、半角英数字で入力する項目は全て左詰めとし、余りは半角スペースとする。セットしない場合は、全桁全角スペースとする。

２．標準化要領

項番	項目名	属性	桁数 (文字数)	区分	標準化要領
1	氏名又は名称	N(U)	240 (120) (注１)	内国自然人	・振替制度内字の全角文字とする。(注２) ・姓・名等の間は全角スペースで区切る。(注３、注４) ・敬称や役職名等は含ませない。(注５) ・国内に居住する外国人について、カナにより氏名を表記するときは、原則、全角スペースで区切られた最初の語句にファミリーネームを、最後にファーストネームをセットする。(ファミリーネーム△ミドルネーム△ファーストネーム)

Copyright(C) Japan Securities Depository Center, Inc. All rights reserved.

項番	項目名	属性	桁数 (文字数)	区分	標準化要領
1	氏名又は名称	N(U)	240 (120)	内国法人	・振替制度内字の全角文字とする。(注２) ・法人種別及び法人名は省略しないこととし(登記上の商号とする。)、原則として法人種別と名称の間を全角スペースで区切る(株式会社△ＸＸＸＸ又はＹＹＹＹ△株式会社)。
				外国自然人	(※日本語の場合は、内国自然人と同様とする。) ・半角英数字とする。 ・姓・名等の間は半角スペースで区切る。(注３、注４) ・敬称や役職名等は含ませない。
				外国法人	・半角英数字とする。
2	カナ氏名又はカナ名称	N(U)	240 (120)	内国自然人	・全角カナとする。 ・姓・名等の間は全角スペースで区切ることとする。(注３、注４) ・敬称や役職名等は含ませない。(注５)
				内国法人	・全角カナとする。 ・法人種別及び法人名は省略しないこととし(登記上の商号とする。)、原則として法人種別と名称の間を全角スペースで区切る。
				外国自然人	(※内国自然人における取扱いと同様とする。)
				外国法人	・全角カナとする。
3	郵便番号	C	7	内国自然人	・ハイフン(－)を除く数字とする。７桁に満たない場合は左詰めとし、残りはスペースとする。セットしない場合は、全桁スペースとする。
				内国法人	(※内国自然人における取扱いと同様とする。)
				外国自然人	・全桁スペースとする。
				外国法人	(※外国自然人における取扱いと同様とする。)

修正あり。修正内容は、別添の「株式等振替システム 接続仕様書（第1.1版）正誤表」を参照。

Copyright(C) Japan Securities Depository Center, Inc. All rights reserved.

項番	項目名	属性	桁数 (文字数)	区分	標準化要領
4	住所	N(U)	300 (150)	内国自然人	・125 文字以内とする。 ・振替制度内字の全角文字とする（半角文字の使用は認めない。)。(注２) ・原則として本人確認書類上の表記に基づくこととする。 ・都道府県名と市区郡町村名等、項目間にスペースはセットしない。 ・丁目、番地及び号の区切りに区切り文字を使用する場合、原則、ハイフン(－)、その他の機構が定める区切り文字を利用するものとする。(注６) ・丁目、番地、号、棟番号及び部屋番号は全角算用数字とする(漢数字は認めない。)。 ・住所(号の後ろ)と建物名の間には、全角スペース１桁をセットする。
				内国法人	(※内国自然人における取扱いと同様とする。)
				外国自然人	・半角英数字とする。 ・150 文字以内とする。
				外国法人	(※外国自然人における取扱いと同様とする。)
5	代表者の役職	N(U)	150 (75)	内国法人	・振替制度内字の全角文字とする。(注２)
				外国法人	・半角英数字とする。
6	代表者の氏名	N(U)	200 (100)	内国自然人	共有名義の場合のみセットする。 (※「氏名又は名称」の内国自然人における取扱いと同様とする。)
				内国法人	(※「氏名又は名称」の内国自然人における取扱いと同様とする。)
				外国自然人	共有名義の場合のみセットする。 (※「氏名又は名称」の外国自然人における取扱いと同様とする。)
				外国法人	(※「氏名又は名称」の外国自然人における取扱いと同様とする。)

Copyright(C) Japan Securities Depository Center, Inc. All rights reserved.

項番	項目名	属性	桁数 (文字数)	区分	標準化要領
7	代表者のカナ氏名	N(U)	200 (100)	内国自然人	共有名義の場合のみセットする。 (※「カナ氏名又はカナ名称」の内国自然人における取扱いと同様とする。)
				内国法人	(※「カナ氏名又はカナ名称」の内国自然人における取扱いと同様とする。)
				外国自然人	共有名義の場合のみセットする。 (※「カナ氏名又はカナ名称」の外国自然人における取扱いと同様とする。)
				外国法人	(※「カナ氏名又はカナ名称」の外国自然人における取扱いと同様とする。)
8	登録配当金受領口座の口座名義人氏名	N(U)	200 (100)	共通	・通帳に記載されている名義人名とする。 (※「氏名又は名称」の取扱いと同様とする。)
9	郵便貯金口座の口座名義人氏名	N(U)	200 (100)	共通	(※「登録配当金受領口座の口座名義人氏名」の取扱いと同様とする。)
10	常任代理人の氏名又は名称	N(U)	200 (100)	共通	(※の内国自然人又は内国法人における取扱いと同様とする。)
11	常任代理人の代表者等の役職	N(U)	150 (75)	共通	(※「代表者の役職」の内国法人における取扱いと同様とする。)
12	常任代理人の代表者等の氏名	N(U)	200 (100)	共通	(※「代表者の氏名」の内国法人における取扱いと同様とする。)
13	常任代理人又は国内連絡先の郵便番号	C	7	共通	(※「郵便番号」の内国自然人における取扱いと同様とする。)
14	常任代理人又は国内連絡先の住所	N(U)	300 (150)	共通	(※「住所」の内国自然人における取扱いと同様とする。)
15	法定代理人の氏名又は名称	N(U)	200 (100)	共通	(※「氏名又は名称」の内国自然人、外国自然人、内国法人又は外国法人における取扱いと同様とする。)
16	法定代理人の代表者等の役職	N(U)	150 (75)	共通	(※「代表者の役職」の内国法人又は外国法人における取扱いと同様とする。)
17	法定代理人の代表者等の氏名	N(U)	200 (100)	共通	(※「代表者の氏名」の内国法人又は外国法人における取扱いと同様とする。)

Copyright(C) Japan Securities Depository Center, Inc. All rights reserved.

項番	項目名	属性	桁数 (文字数)	区分	標準化要領
18	法定代理人の郵便番号	C	7	共通	(※「郵便番号」の内国自然人における取扱いと同様とする。)
19	法定代理人の住所	N(U)	300 (150)	共通	(※「住所」の内国自然人又は外国自然人における取扱いと同様とする。)

注１．文字数については、JISX0208 での取扱いとする。(JISX0213 へ移行した場合、その際のサロゲートペアは考慮していない。)
注２．振替制度内字とは、「Ｉ．２．（９）ｃ.」に定義されている統一文字集合を指す。
注３．中点「・」、ピリオド「.」は不可とする。
注４．共有名義の場合、氏名間は全角スペース２桁で区切る。
注５．「保振　太郎様」、「代表取締役社長　保振　太郎」等は不可とする。
注６．区切り文字
　内国自然人若しくは内国法人の住所、常任代理人若しくは国内連絡先の住所又は国内の法定代理人の住所においては、丁目、番地等の区切り文字として、「ハイフン(－)」その他の下表に掲げる文字を区切り文字として使用できる。
　なお、それ以外の文字が使用された場合には、すべて地名又は建物名として取り扱うため、正常に住所を認識することができない場合がある。

項番	区切り文字	表記	Unicode	ＪＩＳコード	例
1	ハイフン	-	0x2010	0x213e	１ - １ - １
2	マイナス	－	0xff0d	0x215d	１－１－１
3	ダッシュ	―	0x2015	0x213d	１―１―１
4	長音	ー	0x30fc	0x213c	１ー１ー１
5	ウェーブダッシュ	～	0xff5e	0x2141	１～１～１
6	の	の	0x306e	0x244e	１の１の１
7	ノ	ノ	0x30ce	0x254e	１ノ１ノ１

※　設定内容については、今後の検討状況を受けて、記載内容が変更となる場合がある。

Copyright(C) Japan Securities Depository Center, Inc. All rights reserved.

「株式等振替システム　接続仕様書（第1.1版）正誤表」より抜粋の上、当説明会用に一部を編集

参考

接続仕様書名	頁	誤	正	修正日
株主通知関係データ接続仕様書 （機構加入者用）	別紙2-2	表中項番１の標準化要領 ・法人種別及び法人名は省略しないこととし（登記上の商号とする。）、原則として法人種別と名称の間は全角スペースで区切る（株式会社△ＸＸＸＸ又はＹＹＹＹ△株式会社）。	表中項番１の標準化要領 ・法人種別及び法人名は省略しないこととし（登記上の商号とする。）、原則として法人種別と名称の間にスペースをセットしない（株式会社ＸＸＸＸ又はＹＹＹＹ株式会社）。	07/03/20

表中項番２「カナ氏名又はカナ名称」項目についても、項番１「氏名又は名称」項目と同様に「原則として法人種別と名称の間にスペースをセットしない」とする。

「株式等振替制度対応に関する説明会」（平成１９年５月） 配布資料の一部削除について

株式会社 証券保管振替機構

「株式等振替制度対応に関する説明会」（平成１９年５月） 資料中、以下の箇所の記載内容については、再検討が必要となったため、記載を一部削除いたします。ご迷惑をおかけしますが、何卒ご了解の程、お願い申し上げます。

なお、再検討を行なった後の資料については、弊社ホームページ（「株券電子化に向けた取組み」の「各種ドキュメント」欄）に掲載する予定ですので、お手数ですが、後日そちらをご覧いただきますよう重ねてお願い申し上げます。

【削除箇所】

４．加入者情報に係るデータ整備について

資料名 「加入者情報に係るデータ整備に関するＱ＆Ａ（第１版）」
別紙２「加入者情報標準化要領の追加及びデータ整備における特例について」

２．データ整備における特例的扱い 全文（3ページ及び4ページ）

以 上

株式等振替制度対応に関する説明会資料

発行日　　平成19年5月

編集・発行　株式会社　証券保管振替機構
〒103－0025
東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号（第二証券会館）